

第五十一回国 参議院農林水産委員会会議録第八号

昭和四十一年三月十七日(木曜日)

午後零時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 齊君
理事 野知 浩之君
和田 鶴一君
武内 五郎君
渡辺 勘吉君
宮崎 正義君

委員

青田源太郎君
梶原 茂嘉君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
園田 清充君
田村 賢作君
高橋雄之助君
任田 新治君
森部 隆輔君
八木 一郎君
川村 清一君
鶴園 哲夫君
中村 波男君
森中 守義君
矢山 有作君
北條 尚八君

國務大臣 農林大臣 坂田 英一君
農林政務次官 後藤 義隆君
農林大臣官房長 大口 駿一君
農林省農政局長 和田 正明君
農林省畜産局長 檜垣徳太郎君

事務局側

農林水産技術会 久宗 高君
農林水産局長 田中 重五君
林野庁長官 宮出 秀雄君
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(昭和四十一年度農林省関係の施策及び予算に
関する件)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

昭和四十一年度農林省関係の施策及び予算に関する件を議題とし、前回に引き続いて、本件についての質疑を行なうことといたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。
○北條尚八君 私、この前の委員会に農林省の問題で途中まで伺ったのでありますが、農林省の問題につきましては、昨日予算委員会と同僚の宮崎委員がやりましたので、大体それに尽きておりますが、なお二、三伺いたいと思っております。

この前の委員会に、和田農政局長から、人に毒害を及ぼす農薬の毒性試験につきまして、昨年の秋から厚生省と協力してその残留性の調査を始めたというお答えがあったのですけれども、これはもつと前に農林省でやっていたんじゃないか、これが初めてじゃなかったかと思っておりますが、大体水銀の農薬を使い始めたのはいつごろか、また、その書を知って調査を始めたのはいつごろか、また、そのいきさつについて伺いたいと思っております。

○政府委員(和田正明君) 水銀剤の食品に残りやす残留毒性の問題につきましては、農林省ももちろん関心を持たなければいけないこととございま

すけれども、本来、食品衛生という立場で処置されることになるわけでございまして、主として厚生省のほうでその検討を進めてもらい、私どもはこれに協力をするという立場に立っております。したがって、先回もお答えいたしましたように、具体的には厚生省にございまして食品衛生のためには、農薬の残留の毒性の基準をきめたいと、農林省のほうで、そこで現在作業をいたしておる、そういう状況でございまして。

○北條尚八君 一体この水銀の農薬を使い始めたのはいつごろか。

それから、その毒性についての試験を一番初めにやったのはいつごろか。昨年の秋じゃないと思っております。もつと前からやっているはずなんではないかと。

○政府委員(和田正明君) 水銀剤を、主としていもち病の防除に利用開始をいたしましたのは昭和二十七年でございまして。

それから、水銀の毒性の問題等についていろいろの検討を手がけ始めましたのは三十一年ごろからでございまして。

○北條尚八君 私の聞いている範囲では、三十一年の十二月ですか、西ヶ原の試験場でこの毒性の調査試験をやりました、確かに有毒だ、毒が残っており、非常に問題になったというのを聞いておりますが、そういう試験結果は残っておるんですか。

○政府委員(久宗高君) ただいま御質問のございましたが、たゞいま農政局長からお話もございまして、たゞいま、いもち病との関連におきまして、この種の薬が使われ出しまして、その収穫物に移行するかどうかというところが非常に問題になったのでございまして。その関係で、西ヶ原の病理研究部でこの問題を検討したわけでございまして。昭和三十

一年に、先ほど農政局長から申しましたようなこととで、残留するという事実が一応証明されたわけでございます。ただ、あとも申し上げますが、この場合におきまして、検出する方法につきましては、まだ問題があったわけでございまして。そこで、翌年になりまして、日本植物病理学会におきまして、有機水銀剤に關しましてシンポジウムを開催いたしました。有機水銀剤の効果及びその行動の研究を明らかにすることになったわけでございまして、そのために、特に水銀問題の対策委員会が設けられました。その研究を吟味していったわけでございまして。ただ、その当時におきましては、まだ微量なものにつきましては検出方法の問題がございまして、技術会議におきましては、その問題につきまして特に東北大学の理学部に研究を委嘱いたしました。検出方法からさらに吟味いたしました。当初の残留するという問題の究明をさらに強めていったわけでございまして。その関係の資料が交換されましたのが、最近でございます。資料を集めたという経過でございまして。

なお、念のために申し上げますと、検出方法が非常に進歩してまいりますに従いまして、ゼロ以下の数字につきましては吟味がさらに問題になるわけでございまして。一応現在まで、たとえばアメリカで使っておりますような検出方法A D A C法といったようなものによりましては、ゼロというような数字が出るわけでございまして。さらにそれをもう少し微細に分析すれば検出方法が進むに従いまして、その毒性の吟味がさらに詳細な研究を要求されてきているわけでございまして。

○北條尚八君 そりすると、その農薬を発売する当時、むろん人体に非常に有毒だということがわかり、かつまた、農産物の中にも毒性が残留するということがわかっておったはずだと思っておりますが、その当時厚生省のほうでは非常に反対したん

だ、それを強引に販売許可をしたというようなことを聞いたんですが、そういうことはありませんでしたか。

○政府委員(和田正明君) 厚生省から反対があったのではないかとお尋ねでございますが、当時の関係者等に問い合わせてみますと、私どものほうでは、そういう事実はなかったというふうに報告を受けております。

○北條鶴八君 厚生省の関係の方おられませんか——いすれにしてもその当時から相当有毒であるという事はわかっておったはずなんですけれども、いままであまりにも軽視をしていたというふうに私も思いますが、いまお話を伺った程度の調査では、非常にやはり何と申しますか、なわ張りといいますが、セクシヨナリズムといいますが、責任を転嫁して、あまりこういふことに對して熱意がなかったように私は思っていますけれども、その点につきまして大臣からお答を願いたいと思っております。

○國務大臣(坂田英一君) 私も、農薬の当初の発売等のことについてはあまり詳しく存じておりませんが、食糧は非常に窮乏であった、そういうときに二化メイ虫の問題なり、あるいはいはいちの被害という問題が非常に大きいのであります、これらに對する方策としては、ほとんど手がなかったわけでございます。若干の問題はありましたが、そういうようなことからいたしまして、そのかわりこれらの使用方法については、遺憾なき使用方法についての検討を加え、かようにして使っていく場合は被害はないというふうな意味で使用方法について十分の検討を加えさせる、そういうことであります。

それから、なまものについては、やはり収穫前について、あまり収穫前に近づいてこれを使わないといったことについての方策を立てるというふうなこと、それらの問題について十分検討を加えつつ、これらの薬品の問題でもって、例の、一方は二化メイ虫、一方はいもちの対策としていこう

というふうなことであったと記憶しておるのであります。その結果としては、御存じのとおりに、終戦直後四千万石程度のものではあった、終戦直後の年でありませう。その後若干ふえましたが、えども、六千三百万石程度であったのであります。もちろん農薬はかりでございませぬけれども、一方、人口は非常にふえています、それに対応して生産が、これらの対策、一般の対策も加わりまして、現在八千四百万石というのが大体平均年になって、約二千万石程度平均年を引き上げたというところが、もちろんこれは農薬だけによるわけではございませぬけれども、その間において、非常に問題として、その功績を加えていった、そういう事柄であります。しかし、こういふ毒性の多いものについては、その後、使用方法その他については、さらに一そう嚴重にこれを取り締まることになり、それからいま農政局長がお答え申しましたように、衛生の問題としてきわめて重要な問題であることは言うまでもございませぬので、厚生省と共同と申しますか、協力いたしました。これらについて、それからまた、その他の点についてそれぞれ通達をいたして、遺憾なきを期するようにする、こういう一面の方策をとっている。あわせて、低毒性の薬品の研究ということに、強くこれらの問題をわれわれとしても推進いたしておるわけでございますが、幸いに最近低毒性のものが七〇〇程度に普及することに相なりましたようなわけで、さらに一そうこの点も注意いたしてまいりたい、こう考えております。

それから毒性の問題について、いまもろろん厚生省農林省ともどもに検討を加え、また、その他研究機関においても、それぞれ協力して検討を加えております。その水銀に對しては、なるほど水銀剤を使う日本人の中に水銀が相当たまって、いわゆるあるという問題でございませぬ。その試験としていろいろ精密な試験がされておるという問題を聞いておりますが、毛髪に非常に多いという問題までは意見が一致し

ているようであります。日本人の毛髪に非常に多いという問題が、発散するためであるか、蓄積の結果かというふうな問題等も、あまりまだ十分結論がついてないというのを聞いておるわけでございます。しかし、これはいままで起こったことについて、私も非常に関心を持っておるつもりで、いろいろ聞き合せて、あるいは教わったりしているところをございませぬが、要するに問題は、でき得る限りこれは早急に低毒性の農薬を早く研究してそれを普及していくということにかなければならぬというふうに私は存じておるのでございませぬ。

○北條鶴八君 その低毒性の開発は、これはもうぜひ必要だと思いが、いかにもいままでが試験研究に非常に予算が少な過ぎ、熱意がなかつた。現在では、先ほど何と申したとおり、農林省と厚生省お互いに協力して、いま残留毒性の調査をしての結果として、許容量であるとか、あるいは何か結果が出たのではないかと申すのですが、その結果についてどの程度までの結果が出たのか、おわかりなら知らしていただきたいと思っております。

○政府委員(久宗高君) こまかい数字をあげましたいと思っております。先ほど申したように、実は私もこの担当いたしますので、あれだけ問題になっておって少しテンポがおそいのじゃないかという感じで、少し突っ込んで今日までの経過を調べてみた結果、結局突き詰めて申しますと、検定する方法にかかると、先ほど申し上げましたように、現在一応オーソライズされておりますADAC法——アメリカで使っております方法では、一応ゼロと出るわけでございます。しかし、何がしか微量でも残留するということがかなり証明されるといたしますと、その毒性いかんということが問題になるわけでございますので、検出方法が発達すればするほど、その微量が問題になります。その追及をいたしておるわけでございます。ただ、

これが直ちに、どこからが有害でどこからが無害であるかという断定は、非常に微量なものでございませぬだけに、非常にむずかしいということ、もう一つやっかいな問題は、水銀なるものが他の何と化合した形であるかということによりまして毒性が違ふようございませぬ。相手を見出すことが、また、相手との関連を分析いたしますのに相対突っ込んだ吟味が要するということございませぬ、今日の段階では微量分析法をさらに詳細に確立すること、もう一つは、農薬を散布いたしたあとにおきましての損失、変質、分解といったものに関する知見を蓄積してそれをきめま

せん、敵意な意味の基準というものが出てくるといふことだと思っております。そういうふうな意味におきまして、検出方法そのものが問題になりますので、今日まで相当時間がかかっておるわけでございますが、試験研究のたどってまいります段階を見ますと、やはりどうしても踏まなければならぬ段階というふうに考えられます、それを行政的な何かの基準にいたしますとすれば、さらに敵意な吟味が要するということだと考えております。なお、大臣から申されましたように、私どもは非常にこれを重視して考えておるわけで、決して簡単な問題というところでやっておるわけではございませぬので、厚生省とも相当突っ込んだ御相談をしながら吟味しておるのでございませぬ。御了解いただきたいと、こう思います。

○北條鶴八君 何ぶん昭和三十一年に農業技術の研究所で、確かに稲に散布された水銀が最終的には穀粒の中にかかり集積するというその試験結果が出ておるのですから、十年も前にわかつておるものがいまだに結論が得られないというところは非常に私は遺憾ではないかというふうに思っています。それならことしのこの農薬の試験に使われる予算はどのくらいあるのでございませぬか。これは外国、特にアメリカあたりではどういふ費用に非常にはく大な経費を使つて試験研究をやっているのです。最近、昨年あたりはアメリカでも二十一億六千万円程度の費用を使つているというのを聞

きました。が、ことし、それじゃこの農薬試験に使用される予算としてはどのくらい取っておられるのですか。

○政府委員(久宗高君) これは、私もでもやりやすものと、県でいたしますもの、あるいは科学技術庁との関連でやりやすもの、いろいろ分かれておりますので、全部を総合して申し上げかねるわけでありまして、私のほうでいわば経常研究としてやっておりますものが百十三万五千円ございまして、そのほかに、特別にやっておりますものが四百四十万円計上しているわけでございます。

なおそのほかに、これは一人の人間にどれくらいの金がつかうというところで、テーマとしてはこの問題を追っかけているというところでございます。予算の額で申し上げかねるわけでございます。いまの人の関連で申し上げますと、この農薬の応用に関する研究ということで四名の人間をそれに張りつけてまして、御承知のとおり、西ヶ原には農薬の残留の特別研究室を設けてまして昨年からやっておりますわけですが、今年さらに試験研究室をふやそうといたしまして、これが必ずしも実現しなかつたわけでございますが、それにもかかわらず、それだけの人はそちらに回しまして追及していると考えております。

○北條鶴八君 いずれにしても非常に微々たるものであります。どうぞこの点につきましては抜本的な研究をひとつ一刻も早くやっていたらいいというふうに思います。

なお、試験研究機関が必要なら科学技術庁も加えて、そうして強力な機関をつくって速急に解決の道を開いていただきたいと思います。

○宮崎正義君 関連。いま北條委員の点をちよつと補足させていただきたいと思つて、総合研究所というのをつくられて、そしてあらゆる厚生省なり、あるいは科学技術庁なり、農林省なりの総合研究所というのをつくらせて、そして農薬全般にわたるところの研究、そういうことをする段階がもうとつてきているのじゃないか、このように思ふわけなんです。そういうふうな総合

合研究所というのは、立場の上から今後の農薬といたるものに対する政府の取組み方といふことが、そういうことについて大臣からお考えをお伺いしたいと思つております。

○国務大臣(坂田英一君) いま御指摘のこの問題でございますが、水銀農薬の残留毒性防除対策の推進というので、もちろん科学技術庁が中心になり、それから実質は農林省、厚生省が強く呼びかけまして、そしてこれらの問題についての検討を現に加えておるわけでございます。

なお、その詳細は農政局長からお話申し上げますが、そういうことでこの問題は非常に重視してやっておりますことだけを私から申し上げます。なお、研究問題につきましても、その点は検討を加えていきたいと思つて、なお、民間におきましても、たとえば住友のほうでは、これは低毒性のものも非常に多くつくっておりますので、値段が少しぐらゐ高いという点もありません。値段が少しくらい高いという点もありません。よろし、とにかく非常にそのほうがいま生産されるように相なつておるわけでございます。要するに、さらに一そう検討を加えて、御趣旨の線を十分にたもて進めていきたいと思つております。

なお、先ほど申しました科学技術庁の資源局を中心に各省で協力してやっております点について、農政局長からお話を申し上げます。

○政府委員(和田正明君) 農薬、特に先ほど来問題になつております有機水銀の問題につきましても、先ほど技術会議の事務局長さんからお答えを申し上げましたように、微量分析の技術とか、あるいはそれがほかのものとの結びつきます場合の毒性とか、いろいろきめ手となる問題がいろいろなお解明されておらぬ点もございまして、科学技術庁、農林省、厚生省でそれぞれ研究テーマを分担し合ひまして、そしてそれらの結果を持ち寄つて基本的な総合対策を詰めていきますように、国会等を持ちまして進めておるわけでございます。

なお、ちよつとふんざせいでいただきますと、有機水銀剤が特にいもち対策としては非常にすぐれた薬効を持つておりまして、昭和二十七年に使用を開始いたしましたから米の増産ということに大きな貢献をいたしてまいりました。現在でもいもち用の農薬の約九〇％は有機水銀剤が使用されておる状況でございます。ただ、先ほど来申し上げておられますように、最近、数種の有機水銀剤を使用したしませんが農薬の開発も進んでまいりましたので、いままでのようなテンポでなく、こゝろ低毒性の、つまり有機水銀でない農薬の使用の促進をいたします意味で、昨日も農薬関係のメーカー等も集めたりいたしました。新しい農薬の生産の計画等についてもいろいろ詰めたり、農協の関係団体等とも打ち合わせをいたしまして、今年度におきましては少なくとも、できれば葉いもち等の段階ではある程度水銀剤を使用しなくても、最終段階であります穂首いもち病のような場合には、水銀剤でない農薬を使用しようとする基本的な方向で関係者の協力を得まして、できるだけはかの農薬に切りかえるように、そのスピードを上げていくような行政指導を極力いたしたいというふうに考えております。

○北條鶴八君 いまいろいろ伺いましたけれども、いずれにしても、人間尊重を唱えておられる内閣でありますから、そういう意味からいって、一刻も早く解決していただきたい。それについては、やはり何と云つても、農産物をつくるのは農林省でありますし、また、それを使うのは農民でありますから、三者協力してやるにしても、主導権は農林省が持つて、セクシヨナリズムにならないように、お互いに責任を持つた総合調査をやつていただきたいというところをお願いしておきます。

なお、時間がございませぬから次に移ります。大臣は、所信表明で三つの柱をあげておられます。一つは、食糧の安定的な供給、二つは、生産性と農民所得の増大、それから三番目には、農

民福祉の向上、これらいずれを見ましても、要するに、今後、一そう積極的に農業生産力の増強に取り組むという気がまを示されたものだと思います。

で、また、この間の当委員会におきましても、農産物の自給率につきまして、渡辺委員の質問に答へられて、大臣が生産性の向上をはかる手だてについていろいろと抱負を述べられました。で、その中で大臣の言われるに、構造改善や機械化による農業労働力の労働生産性の向上、これをはかることは特に大切であるけれども、なお、土地の生産性の向上にもつと強力に力を入れなければいかぬと言われました。この点につきましては、私も常々そういうふうに思つて、非常に同感であります。特に今後の農業生産性を増大していくためには、生産の母体であります土壌をよくすることが最も肝心だと思つております。土壌をよくすることがかぎだと思つております。土壌のいろいろな試験をされて研究されておりますが、この土壌の調査という点に対しては、いままでどういふような試験、研究をやつてこられたか、その点をまず伺いたいと思つております。

○政府委員(和田正明君) 御承知のように、昭和二十七年でございまして、耕土培養法という法律ができました。それに基づきまして秋落ち水田、酸性土壌の畑、特殊土壌地帯等につきまして、いかなる耕土の培養を実施することがよろしいかという対策を立てましたための調査を実施いたしました。まいりました。

秋落ち水田の計画調査対策をいたします予定面積が全国で四十九万五千町歩ございまして、四十年程度までに約三十三万町歩ほどの調査対策を終わりました。酸性土壌の畑につきましては、二十七年から三十五年までに十九万八千町歩の調査を完了いたしました。また特殊土壌地帯につきましては、二十七年から三十九年までに六万町歩の土壌の改良をいたしておるわけでございます。と同時に、二十七年から昭和三十年にかけては、その調査

の結果に基づきまして、各種の土壤改良資材を投入をいたしましたための補助金を三億七千万ほど三カ年間で計上いたして、六万六千町歩について土壤改良をいたしましたわけでございますが、三十一年から以後は、改良資金助成法によりまして、先ほど申し上げました対策調査をいたしました土地について土壤改良事業の推進を指導してまいりまして、三十年から三十九年までに十一万一千町歩、貸し付け金額で十六億九千七百円ほどの改良資金の貸し付けによる事業が行なわれたわけでございます。

なお、最近の毎年の事業の実績は、七千町歩程度に対して改良資金が約一億円ほどの貸し付けで土壤改良事業を進めております。

大体、今日までの土壤改良のためにいたしました調査事業あるいはそれに伴います事業の内容は以上のような状況でございます。

○北條尚八君 農林省のほうで出しているこの「肥料要覧」これにもありますけれども、この本邦土壤の地質系統別面積比率、この中にいろいろ酸性土壌がどのくらい、それから重粘土がどのくらい、またマンガン礫素その他欠乏土壌がどれくらいというのがござりますけれども、この酸性土の中にあるマンガン礫素の欠乏というものは、酸性土の中に入ると思うのです。だから、これはダブってありますし、大体、この数字が古い「肥料要覧」とそっくり同じなんです。二、三年たつても毎年これは同じプリントになっている。ですから、一向こういふものの試験やまた調査をやっていないのだという証拠だろうと思うのですけれども、いずれにしても、きょうは時間があったら、いろいろありますが、私は、この肥料の三要素以外に、土壌というものは無機原素が植物としても栄養剤として非常に必要なものでありますし、やたらに肥料をよけいやるために、かえって、それが奪取されたり、あるいはまた、それが亡失してしまったり、バランスを欠いている土壌が非常に多いように思っています。それで、肥料要素の研究もされておるようでありますから、その点につきまして

何いたいと思つたのでありますけれども、約束の時間がきましたので、ただ、微量要素の研究をいつごろからやっておられて、現在どういう点まで調査研究を進めておられるのか、その点を一応伺っておきたいと思つておきます。

○政府委員(久宗高君) 微量要素のお話が出ましたので、これは前々から相当突っ込んだ研究をいたしておるわけでございますが、いまのお尋ねの統計のほうにどういふか、どうであられたかというところがつきましては、若干数字をもって準備をしなければならぬかと思つておます。ただ、お尋ねの微量要素そのものの研究につきましては、御承知のとおり、これは欠乏と過剰の両面があるわけでございます。私も、いままですに確実につかんでおるものもいたしましては、柑橘の異常落葉の関係、桑の黄化落葉の関係、茶の黄化現象といったような種々の障害につきましてのめどを一つつけておるつもりでございます。現在までに微量欠乏の土壤の発見法が確立されて、また、作物の欠乏症の診断法、こういふたものが徐々に確立されているわけでございます。扱つておりますのは西ヶ原の園芸試験場、蚕業試験場、また、農事におきましてもこれをやっております。基礎研究としてこれを進めておるわけでございます。

四十一年度からの問題といたしましては、特別研究といたしまして永年作物に關します微量金属元素の異常吸収に關する研究というものを進めてまいりたいと考えておるわけでございます。

なお、それはもちろん都道府県におきましても、試験研究機関におきまして、それぞれの地帯の特殊な問題といたしまして統括してこの微量要素の追及はいたしておるわけでございます。

なお、水田の老化現象の問題につきましては、先ほど農政局長が触れましたので省略いたします。

○北條尚八君 一言伺つておきたいのですけれども、いままですらいろいろ調査研究をやっておられるとすれば、土壤の分析をして、そして欠乏している要素、これを補給しまして、そして植物の成長

試験をするとか、そういう試験はやつておられないのですか。つまり土壤を分析しまして、こういうミネラルといふ要素が、微量要素が欠けている土壌がありますね、そういう土壌に無機原素を補つて、そしてこれを補つたところと補わないところと植物の成長試験をやるといふような試験はやつておられるのですか、そういう調査を。

○政府委員(久宗高君) 微量要素の試験をいたします場合に、当然対象物とそうでないものとの比較でやっておりますので、御指摘のような、それを使った場合、使わない場合というのは研究の出発点でございますので、研究の段階ではもちろんやつておるわけでございます。なお、それに伴います具体的な措置は、耕土培養法のほうの行政として処理をいたしております。

○北條尚八君 それではお約束の時間がきましたから、なおこの点、次まで保留して私の質問をやめます。

○中村波男君 私は林業と畜産について御質問申し上げたいと思つておるのでありますが、最初に林業問題について御質問を申し上げます。

林業白書の概説で、「林業は、国民経済の諸要請にこたえ、木材その他の林産物を安定的に供給する」という経済的使命を有している。さらに森林は「林業の生産基盤であるに止まらず、国土の保全、保健休養等の公益的な機能を保有している。森林のこれらの機能の確保を図ることは国の任務である」と規定をいたしまして、さらに「林業経営の観点からも、この側面に十分考慮をばらうことが必要である」と前置きをし、林業の動向とその問題点に入つておるのでありますが、その中で、「わが国の林業は重大な転換期に当りし」最近における林業の動向をみると、一方には代替財の進出、薪炭需要の減少等の需要構造の変化や一般経済の停滞、外材輸入の増大等に伴う木材価格の伸びやみ傾向、他方には労働力の流出に伴う林業労働の上昇という経済的諸条件を反映して、林業生産は停滞の傾向にある」と述べ、「わが国林業の発展を期するためには、予想される木材需

要に対応して、林業生産の増大およびその生産性の向上を図るとともに、あわせて林業従事者の所得の向上に資するよう、諸般の施策を総合的に推進する必要がある」と結んでいるのでありますが、さてこれを政策としてどのように取り上げておるか。白書及び今年度の農林予算を検討してみまうときに、全く私は作文に終わつておるのではないかと思つております。したがって、ただいまからいろいろと質問を申し上げるのでありますが、作文ではないのだ、これはこのように解決していくのだと、ひとつしろうとにわかりますように親切に御答弁を大臣以下にいただきたい、最初にお願いをいたしまして、質問に入るわけがあります。

最初にお聞きしておきたいのは、先般の本会議で、農林白書に対する先輩議員の質問に、大臣は故意に答弁を漏らされたと思つておられないか、お答えにならないのでありますから重ねてお尋ねをいたしておきたいと思つております。林業基本法第十条に「政府は、森林資源に關する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に關する長期見通しをたて、これを公表しなければならぬ」と規定しておることは御承知のとおりだと思つております。しかし、今日なお公表されておらない、これはどういふわけか。作業状況等をあわせてこの機会にお聞かせいただきたいと思つております。

○國務大臣(坂田英一君) この見直しにつきましては、近くこれを林政審議会にかけまして、そうして公表する予定でございます。これは今年じゅうりに、近くこれは林政審議会にかけて、これをすぐ公表するといふ手はずでございますので、御了承願ひたいと思つております。

○中村波男君 ばく然であります。近くといつてもはつきりわからないのであります。いつごろの予定でありますか。

○政府委員(田中重五君) 大体この三月末前後には公表できるかと考えております。

○中村波男君 そこで、いままらめても始めら

ないのでありますが、農業基本法の公表は三十六年六月十二日で、長期見通しの公表は翌年の五月十一日に公表されたのでありますが、それと比較いたしまして、三月まで公表できなかったという事は、いろいろ事情はあったと思いますが、私は怠慢ではないかと思っております。従来日本の農政の一番重点というのは、長期見通し、長期計画等が策定されず、その場当たりの農政が行なわれたところに、今日の特に農業の大転換を求められるような事態を引き起こしたのではないかと、いろいろに思うわけでありまして、したがって、この機会にお尋ねしておきたいのであります。わが国の林業が、高度経済成長政策の大きなしわ寄せを受けまして動きがとれぬところへ追い込まれている。その結果、三十七年に公表しております林産物の需要等に関する長期見通しに大きな狂いが出ておるのではないかと、いろいろに思うわけでありまして、したがって、もう三月、審議会におかけになって公表ができるということでありまして、長官として今度の見通しの大体の数字なり特徴なりが御承知だと思っております。この機会にひとつ具体的に御説明がいただきたいと思っております。

そこで、私の不勉強で思い違いかも知れませんが、長期見通しによりまして、わが国の森林総面積は二千四百六十五万ヘクタールと書いてあるのではありませんか、今度の林業白書には二千五百十ヘクタールと、三年間に山の面積が四十五万ヘクタールふえたことになっておるわけでありまして、これが事実だとすれば、どういふわけでそれだけ山がふえたか、山林がふえたか、そのことをひとつ御説明をいただきたいのと、それから立木の総蓄積についても、長期見通しにおいて約十九億立方メートル、林業白書においても十九億立方メートルと同じ数字になっておるのでありますが、約四年間のうちに蓄積というものが変わらなかったという事は、成長率だけ切ったという、そういう計算にもなるのでありますが、そういうことと解釈し

てよろしいものかどうか、あわせてお尋ねいたします。

○政府委員(田中重五君) 面積につきましては、特に原野の扱い等につきまして、その調査の時点で造林の対象地として見るか見ないかというように扱います。それから、今回の白書におきましては、放牧地等で、原野ではあるが、造林の対象地として考え得るものを取り入れた結果、面積においてはお話しの数字になったわけでございます。それから蓄積の面におきましては、これは十九億立方メートル、ほぼ移動がございませぬ。それで三十七年の場合の調査等を今回の調査ではそのまま踏襲しておることでございます。

○中村波男君 そうしますと、四十五万ヘクタールの食い違いというのは、長期見通しでは原野をはずしたけれども、今度は原野を加えたんだと、どういふことですか。

○政府委員(田中重五君) そういふふうに御理解いただいてけっこうでございます。

○中村波男君 そこで、今度は大臣にお尋ねいたしますが、この四十五万町歩が三十七年には山として、森林として見なされなかったということは、いわゆる原野として、特に家畜の飼料の自給対策というものが、またあとから具体的に御尋ねいたしますが、相当重視をしておいでになる。そこで、同じ農林省の中で、どういふ面積が、これを今度山としていわれる繰り入れられたということについては、その原野が、いわゆる放牧地域といふものとの関係においてどうも理解をすることができないのであります。畜産との関係において、どういふいわれる原野を、林野、森林としてみなすというこの出し方について、私は大きな疑問を持ちますが、農林大臣はこれについてどうお考えですか。

○政府委員(檜垣徳太郎君) 大臣からお答えをいたします前に、林野の面積と草地の面積、草地の造成に要する土地基盤との関係についての、事務当局で意見調整をいたしました基本的な考え方を申

し上げます。私も畜産行政の立場からは、昭和五十年まで、すでに実施いたしました草地の改良事業を含めまして、約五十一万二千町歩程度の草地の造成を必要とするということでございます。現段階から申せば、今後十年間に約四十万町歩の土地の取得を要する、土地の用意を要するわけでございます。この四十万町歩は、一部は、すでに山林となっており、部分からは期待をいたしますが、同時に、約二百万町歩程度でございます。原野、山林地目として扱われておりません。原野の中からも取得を要するということに相なりまして、したがって、たゞいま林野庁長官からお答えいたしました林野の面積は、逆に、一部草地の土地基盤として提供することと同時に、一部は原野を森林化するというところで、現状におきましては、森林の山林面積に大きな変動はないということが、実際現実的であるということで、農林省内では意見調整をいたしておるわけでございます。

○渡辺勲吉君 ちょっと関連して大臣に伺います。いまの林野庁長官の御答弁によりまして、従来原野であったものが山林に変わっている。また、畜産局長の答弁の中には、山林であったものが放牧地として、これはまたそういう理解のしかたがあるということでありまして、聞いておると、それなりにわかる気はいたすのでありますが、そういうふうに基本的に地目が変換されたのですか。それから、私は大臣にもしばしば伺いしておるのでありますが、どういふことも間々あり得るもので、もつとこれは、単に農林大臣というよりなことではなしに、閣僚の一員としてお尋ねしたいのは、国土を高度に利用するというために、もつと調査費を投入して、国土の精密な実態調査をして、その実態調査に基づいてそれぞれ利用区分を設定する、これが日本の大きな政策課題である。そういうことは従来企画庁に多少まかされておる経過はあるけれども、いまの問題にもあらわれているように、そういう基本的な、科学的な、客観的なデータがないままに、それぞれの部門でいろいろ便宜主義的にこの土地の利用というものが変換

するということ、これは逆からいえばきわめて主観的であり非科学的である。まあ地目変換等は、これは政府委員からお答えを願うとして、そういう基本的なその取組み方というものが、どういふ問題に関しても私は痛感するのであります。大臣はそれをどのように理解されてどういふふうに納得のできるような国土の高度利用というものに対しては、いろいろな問題があるわけですか。たとえば第二空港の設置についての優等農地の壊廃の問題あるいは国土縦貫道その他の道路開発あるいは整備に基づく優等農地の壊廃、すべてこれは役所のセクショナリズムで、それぞれの立場で新しい路線を白い地図に書き込みますけれども、私たちが農林政策の部門を担当する面から見ても、非常にこれはゆゆしい問題があらゆる面において提起されておる。そこで私は、この国土を高度に利用するという、より客観的な立場がいままで政府になかったために、どういふいろいろな現実の混乱が起きておる、そういう事実はいまの答弁でも明らかであります。それに対して一体どういふふうに左藤内閣としてはこれに対処されようとするのか。これはいま私は問題を提起したことはなしに、何年にもわたってこの問題があるいは予算委員会等でも取り上げてお尋ねをしておるのであります。納得するような答弁が出ない。大臣、そういう点のお考えをひとつ閣僚の立場で明確にひとつ御答弁を願いたい。

○鶴岡哲夫君 もう一つ関連して、いまの問題と関連しまして、大臣なり林野庁長官にお尋ねをしたいのですが、この間本会議で若干伺ったのです。ところが、メモに書いたものを読むだけで、どうも大臣としての頭が働いていないのじゃないかと私は思うのです。質問したことをやはり頭に入れて答弁してもらわなければいけません。どういふふうに思いますけれども、その一つに、いま出ているこの林野の統計関係ですね、これはきわめてあいまいです。この間も質問しましたように、ずつこの間までは林野庁は、山林の所有者というものは五百

七十方もあるのだ、その面積は千二百二十方町歩だと、こう言ってきたのですよ。それがこの間の三十五年の世界農林業センサスで、山を持つておる戸数というのは二百六十五万戸だ、約三百万戸減つたのです。そこへもつてきて面積が半分のおの二百二十八万ヘクタール、こういう数字が出ておるのです。一体、その行政の対象である農家をつかまないと、林家をつかまないと、おいて林政ができるという考え方には私は問題があると思つたのですよ。あいまいな答弁をしないで、はっきり答弁してもらつて。不備なら不備という答弁をしてもらわなければ解決しないですよ、これは。なほ、この統計については私内容を知つておられます。農林統計調査部を見ますと農林統計課というのがあります。ただ一つある。林が入つておるから林業をやつて。班が七つか八つある。その中に林業調査班が一班ある。十二人でやつておる。そのあとには水産統計課というのがおる。はつきりした陣容を持つて統計をやつておる。こんな内容の統計で、行政の対象である林家をつかんでないこんなやり方で林政ができるというふうな考えをおられるのか、この点をはつきりしてもらいたいと思つた。

○政府委員(田中重五郎) この林業関係の統計につきましては、お話しのとおりに確かに十分ではございません。不備な点は多々あるわけでございます。今後この統計の不備につきましては、組織と予算の面で十分にその充実をはかつてまいりように努力をいたしたいと、こう考えておる次第でございます。

○國務大臣(坂田英一君) いろいろ御質問もありませんが、この統計の問題についてどうかという点については、山の上りなものの統計については確かに不備な点があるかと思つておる。これはしかし、それでよろしいという意味じゃございませぬ。やはり統計の整備をしていかなければならぬことは言うまでもないことと存じますので、統計の不備はできるだけ是正してまいりたいと、こうして進みたいと存じます。

からの御質問は、元來が土地、国土を有効に使うという意味において国土計画をはつきり立てぬからという御質問であつたように思つたのでございませぬ。違ひましたらまた後ほど申し上げたいと思つたけれども、そのとおりであると思つておる。この国土計画が十分にできて、そしていきなるといふことでありますけれども、これはやはりなかなか現在もやつぱり全国の国土計画を立てまして、そして計画を立て、また各地域ごとに計画を立て、それからそのほかにまた部分的に、あるいはまた局地的に詳細な計画をたてる土地、地方その他風土なんかをよく見て、非常に科学的によくこれを調べ上げて詳細な調査もできておるのでございませぬ。しかし、なかなかこれは経済の変動も多いためでありませぬし、實際の問題としてもなかなか容易ならぬ問題でありますので、それが完全なものもあつておるけれども、それが完全なものであつておる。これは行き方によつて非常に統制的に、統制経済的にやる場合は間違つておつてもやつちまうのです。たとへばソ連のごときは、あるいはその他において相当強い計画を立てておつて、そしてそれが計画から見るとりつぱにできておるが、あとから食糧が非常に欠乏したりいろいろ問題があつたりするということもまああり得ることでございますが、そういうので計画経済と自由経済の上においていろいろのまた違った味がそれぞれについておると思つて、そういう点もあつておるから、一がいにはこれはいえませぬけれども、できることならば国土計画が適地に即応してでき上がるということが、その程度というものはそれぞれ別の味によつて、いわゆる統制経済でいく場合と自由経済でいく場合との味というものがそこにあつておると思つておるけれども、いづれにしても、どちらの味であつても、その味に依つておるものができ上がることがやはり本当だと、私もそれは思つておる。そして、その方向に向かつて努力をいたしておる、こういうわけでございます。

○鶴岡哲夫君 大臣、その味わいとかなんとかはいいですよ、そんなものは。さつき言つておるうちに、この林野庁の調査というものは林家をつかまえておるんですよ。明治時代並みですよ。そんなことでは林政がいくと思つておるんですか。たいへんな数字が食い違つておるじゃないですか。千百万町歩と、一方、六百七十方町歩だといふ。つかんでおる、農家経済調査というのがありますね。これは大臣が農林省に入られたときからあるんですよ。三十八年に初めてつくつたんですよ。しかも二百七十方町の林家の中の五十方町歩をとらえておる。そんなもので林家の経済がわかれますか。そういうものから林政というものはやれるのかどうか。だからだめなんですよ。造林にしろ森林生産にしろ、政策が立たない。そこを言つておるんですよ。だから、統計がやつと不備だと、これから努力しますというふうな言ひはなかなかものじゃありません。もつと腹をすてて考えてもらいたい。だめです、そんなないかげんな話じゃ。もう一べん答弁。

○國務大臣(坂田英一君) これはいろいろの御質問がございまして、それぞれについていまお答えをしたわけでありませぬが、いまの統計の非常に不備な問題についてどうか、いまお話しを聞いておる、そのとおりであります。非常に林野の統計は、普通の面積とは違つて、非常にその点が大きな違いがある。

○渡辺勘吉君 私質問にもさつき答えてくれませんが、関連だからあんまりお尋ねは遠慮しませんが、大臣の答弁ではほんとうに、答弁をただここで適当にやつて、まあ次々と進もうというふうなことは私はいかぬと思つておるんですよ。現実に現地では混乱しているわけですよ。それで、まあこれは大臣じゃなくて、局長でも長官でもいいからお尋ねしたいのは、たとへば山林面積が非常に変わる、原野が山林になつたり、あるいは山林が原野になつたりしておる。登記された山林というものと原野というものと実態はどういうふうなところは違つておるんですか、その

内容は。かなりの大きい数字の変化がある。で、台帳では山林面積は幾らである、しかし、実態は、そのうちこの部分は原野である、台帳では原野であるが、実態は山林に変つておる、そういう実態を踏まえて答弁されておると思つておる。これは内容を私はさつき伺つておるわけですよ。これは大臣から伺つておるわけじゃないのです。その点を明らかにひとつ答弁していただきたい。

それから、大臣に私は国土の計画というものについてお尋ねをしたが、味という話ですが、答弁の内容はおよそお尋ねの内容である。私は、これはまあ総理その他から聞くよりほかはないと思つたから、もうこれ以上伺ひませぬが、その地目の点は一体どうなつておるのですか。

○政府委員(田中重五郎) その森林の面積の調査につきましては、これはまず航空測量等の資料も持ち、それからそれぞれ標準地を抽出をいたしまして、そして面積を積み上げるわけでございます。それで、そのこまかい内容につきましては、あとで資料として提出をいたしたいと思つておる。

○中村波男君 いま資料として提出をするということでありませぬから、くどい質問を申し上げるのもどうかと思つておる。四年間に二町歩や三町歩の違ひなら別にいたしまして、四十五方町歩ふえた。長官は、前は原野を入れていなかったが、今度は入れるのだと、こうおっしゃるのですから、いま渡辺先輩の質問に対して資料を出すとおっしゃいますから、ひとつその内容を具体的にお出しただきたい。これはさつき畜産局長のお話になつた十年間に四十方町歩の採草地を造成するということにも関連いたしまして、われわれぜひ調査をしておきたいと思つておる。私はどう考えましておきたいと思つておる。私はどう考えましておきたいと思つておる。日本の土地台帳は山林と原野を区別しておる。その原野に木を植えるという前提があつて森林に組み入れられたということならば話はわかりませぬ。

けれども、それらの理由もなく、四十五万町歩が突然ふえてくるということは、これはさつき鶴岡委員からも御指摘がございましたように、統計のずさんさと申しますか、調査の不正確と申しますか、また、この林業白書なり経済見通しにはつきりとわが国の森林の総面積は、約と、こういふことばで言っているのではありませんから、こういふ權威のないものを出されるということについては、これはどこまでわれわれはこれをもとにして農政を考えたらいかがということにも、農政の基本にも関係する問題でありますので、くどくどと重ねて御質問いたすわけでありまして、さらにもう一つ確認をしておきたいのは、立木の蓄積であります、四年前も今日も十九億立米だということは、この四年間に成長率だけいわゆる伐採をした、こういふことではありませんか、どうですか。これもまあ統計がずさんだから全く概算だといふふうにお答えいただければ、あえてこの問題については追及をする必要はないのであります。そういふことになりましたと、林業白書なり従来に出された統計といふものに大きな間違いがある、でためである、こういふことに連なっていくますので、重ねて御質問いたします。

○政府委員(田中重五君) この統計にあけておきます数字は、白書の作成の段階ではあらためてその蓄積調査をいたしたわけではございませんので、その時点で一番新しい資料によつたものであるといふふうにお答えいただきたいと思います。

○中村波男君 さつき私が、長期見通しを三月中旬に公表するといふお話でありましたから、それについて概略御説明いただきたいと御質問申し上げたわけでありまして、お触れになりませんので、続いて次の質問の中で、この問題をあわせてひとつお答えをいただきたいと、こう思ふわけであり

ます。

今日の日本の林政を考えます場合に、外材の輸入を度外視することは私はできない段階にきているのではないかと、いふふうに見るわけでありまして、いま日本の林業界のまん中にどっか

と外材が腰を据えて、したがって、日本の林業は外材を中心軸に構造的な変化を引き起こしつつあるといつてもいいと思ふのであります。そこで、私が問題だと思ふのは、林業白書にも指摘しておりますように、国産材と外材との競争性についてという一項を設けて、これに触れておるのであります。それによりまして、「国産材と外材はいろいろの側面において競争関係に立つが、その内容はかなり多様である。外材のすべてが国産材と競争するわけではないが、」云々と述べましたあとで、わが国の針葉樹のほとんどが外材と競争することになるので、競争の程度いかんによつては、外材輸入の適正化を考慮する必要があるであらうと、人ごとのような言い方をいたしておるのであります。これに対する今後の対策については一言も林業白書は触れていないのであります。ここでお尋ねしたいのは、外材輸入問題に對するわれわれと政府の認識に大きな隔たりがあるのであります。したがって、われわれの意見をあえてここで申し上げようと思ひませんが、第一番としては、長期見通しでは、四十七年度の木材需要が約八千五百万立米と見込み、約千七百万立米の外材輸入が確保できれば木材の需給は確保できると思ふのであります。四十七年度の見通しであります。ところが、三十九年度の実績はどうかといふと、総需要七千三百三十万立米に對しまして、外材は千九百七十七万立米、長期見通しの四十七年よりも二百七十七万立米をすでに六

年前の今日こえておるといふことでありまして、四十七年の千七百万立米をすでに二百七十七万立米こえておるといふことでもあります。これは大きな私は問題だと思ふのであります。したがって、林業生産の停滞の大きな原因として、外材輸入の増大をあげておられるのであります。外材輸入の道を開いたのは貿易の自由化であります。その自由化をだれが行なつたかといふことをいへば、これは自民党政府である。しかし、幾ら貿易が自由化されても、特殊材は別にいたしまして、国内材より高ければ輸入するものがないことは子供で

もわかる経済のイロハであります。したがって、これらに對して早く見通しを立て、対策を立てるべきであつたと思ふのであります。それらに何らの手も触れずに、今日までまじまじと、そして今日あわてておられるのは、これはまことに私は問題だといふふうにお考えのではありません。このよ

うな立場からさらに具体的な質問をいたしたいと思ふのであります。増大する需要に對するために外材の輸入が増大したことは当然であり、白書にも、需給と価格安定に役立ったといつては、私がいまさら申し上げるまでもなく、貿易の自由化は昭和二十六年のラワン丸を皮切りに、ほとんど進められまして、三十九年にはほとんどの林産物の自由化を完了して、その結果として、外材は三十五年以降三百万立米前後毎年増加を続けてきて、これは前にも指摘したとおりであります。千九百七十七万立米となつた今日、外貨が千五百七十億圓といふ問題を考えますときに、これはただ林業問題として考えると同時に、外貨の問題、日本の輸入貿易の構造上の問題として真剣にこれは取り組まなければならない問題ではないかといふふうにお考えをいたして、この問題について大臣はどうお考えになつておられるか、まずお伺いをいたしまして、さらに質問を進めたいと思ふわけでありまして、

○政府委員(田中重五君) お話のとおり、外材が大幅に輸入をされておられるのは事実でございますが、いままでの見通しとしての需要量が、やはり高度成長の結果といたしまして、さらに伸びたために、国産材の供給ではそれが間に合はず木材価格の急上昇を招いたといふようなことから、さらに外材の輸入がふえたわけでございます。そういう意味からいいますと、木材を消費するという面からいまして、木材価格の異常な高騰を外材を補充的に入れることによつて、安定的に保ち得たといふふうにお考えのことではお思ふのでござい

ます。林業経営者の立場から申しますれば、商品としての木材が高い水準で取引されること自体は好ましいことであるかもしれませんけれども、半面また、木材を消費する側からいいますと、他の商品との著しい不均衡をもつて取引されることは、これは好ましくないことではございまして、一方また、いまの国際貿易経済の状況からいいますと、外材の輸入を、簡単にこれを規制するといふことについては、大きな問題があるかと思ひます。私どもの考え方といたしましては、やはり外材の輸入に對して、国産材の供給力をあげていくためには、林業経営の生産性をできるだけ高めることによつて、その総生産を増大させていくということがまず第一でありまして、また、林業経営者の経営のしかたを計画的な植栽、計画的な伐採というあり方に指導していくということも必要であらうかと思ひます。その上でまた、外材の適正、円滑な輸入に對する措置も講ずべきである。こういふふうにお考えを、そこで、林業基本法の趣旨にも基づいて、この林業従事者がその経営について合理的な方向で行なうように、今後行政を進めてまいりたいと思ひます。一方、外材の適正な輸入につきましては、現在のところでは外材を輸入し、また、これを消費する業界に對する業界の自主的な規制を期待することにいたしまして、そういう方向で行政指導を進めていくというのが現在の状況でございます。

○委員長(山崎齊君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山崎齊君) 速記を起こして。暫時休憩いたします。

午後二時十一分休憩

午後三時二十六分閉会

○委員長(山崎齊君) これより農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行なうことといたします。

○中村波男君 さいせん、外材の輸入に伴つて国

産品の輸入に對して早く見通しを立て、対策を立てるべきであつたと思ふのであります。それらに何らの手も触れずに、今日までまじまじと、そして今日あわてておられるのは、これはまことに私は問題だといふふうにお考えのではありません。このよ

内林業への影響、圧迫についてお尋ねしたのでに對して長官は、まあ長期的には、おっしゃるとおり森林資源の維持培養につとめて日本の国内産材を外価に見合うようにするということであり、短期的な対策としていまのままでいいかどうかという点についてお尋ねを申し上げたつもりでおるわけです。それについて長官は、昭和三十六年ごろの木材が高騰したときには、外材輸入というものは、これは大きな役割りを果たしたと思うのです。しかし、今日ではだれが何と言いましても、約三分の一の外材が輸入されておるといふ現実から見ても、林業白書あるいは農林大臣の説明等でも、外材の輸入というものは国内林業の停滞をもたらした大きな理由にあげておられる。そこで、外材輸入の適正、円滑化、こういう表現がされておりますが、さいせんの御答弁では、まあ業者の自主規制に大きく期待をして、そして見守っていくのだという表現であつたと思ひますが、これではもう手放しで、適正、円滑化のために何らの手も打たれておりませんし、効果もあがらないのではないかと、いふに私は考へるわけです。したがって、いまおっしゃる適正円滑化というのは全く中身の無い、いわゆる自由経済で、安ければどんどん入ってくる、手放しでこれを政府は見ているのだ、したがって、そのために国内林業は圧迫を受けて植林も進まないし、また、適齡林が切り出されないのを見ておるのだ、こういうことになりかねないと思ふのでありますが、さらにこの問題について何らかの道を講じないといふへんなことになるとは、いやな感じがするに考へて、私たちの意見についてはあとから述べることになりました。ただ、文字の上で適正円滑化と書いておるだけなのか、その他何かお考へになつておるのか、さらに具体的にひとつお聞かせをいたしたいし、この問題は、農林大臣としての、省の最高責任者としても私は重大な問題だと思ひますので、農林大臣からも所信をひとつこの際承つておきたい、こう考へるわけです。

○政府委員(田中重五君) それで、現在何にもし

ないでいるのではないかとお話をさせていただきますけれども、それに対して先ほど輸入業者あるいはこの加工業者の自主規制に待つことにして、それを見守るのでなく、自主規制ができるように行政指導をしてみたいと、こういうふうにして申し上げたわけでございますが、その具体的な面をいたしましては、その年あるいは翌年度の木材の需給と、それから輸入の適正量、これを公表をいたしまして、それに基づいてその外材の必要量というものを示しまして、そしてそれに基づいて輸入されるようにしていく、不当に多く輸入されないような方向へ指導するというふうにしていただいております。

○中村波男君 はたして行政指導で長官が意図されておるような実効が上がるかどうかということについては、私たちは全く大きな疑いを持ちますが、実効が上がるかと断言していいんでありませんが、その問題はあとに回しまして、もう一つこの機会にお尋ねをしておきたいと思ひますのは、林業白書の中で「開放経済体制の進行と林業」の項で書いておるのでありますが、「国産材との競合関係が問題とされるようになった」と、これまた、よその国でございことのような言い方をしております。続いてケネディ・ラウンドによつて外材製品の輸入が増大することになれば、直接的にはほとんど中小企業である木材関連産業に、間接的には林業経営にとつてかなりの影響が出てくることも考へられると述べまして、第二の問題としては、国連貿易開発会議機構における低開発問題を取り上げ、その対策の内容をいたしましては、わが国の林業や木材関連産業に少なからざる影響を与えおそれがあるであろうと、これをまた、どこかの林業白書のような言い方がされておるのでありますが、そこで、これらの二つの開放経済下の新たな問題について、さらにこの機会にその見通しと、これもまた外材輸入と同じであります。そのときになつてあつてふたつを見るところで、特に中小企業関係の林業者がうき目を見る結果になつておるから、それらの対策もあらかじ

め見通して立てておく必要があるのではないかと、いふに私は思ひますので、この対策について何か具体案があるかどうか、ただ、これは問題点として提起したにすぎないのかがお尋ねいたします。

○政府委員(田中重五君) その国産材と競合する外材と言つておられます意味は、外材全部が競合するということではなくて、日本のある特定の樹種に対する特定の産地の外材が競合するというようなことを取り上げて言つておるわけでございますが、まあ具体的に言いますと、日本の杉と、それから米材のうちの米ツガ、こういうものはその用途において非常に似ているし、したがって、これが相当大量に入ること、競合する結果、杉の造林その他販売等に影響する度合いが大きいというふうなことを言つておるわけでございます。それで、現在はそのういふものに対して特に関税等でこれを押さえるというふうにはいたしておりませんけれども、これは製材のこともございしますので、そこで、その必要が生じた場合には、関税等の施策も講じなければならぬということ、関税問題についてもバイインドしないという態度をとつております。

それから、低開発国の開発、援助の問題につきましては、これは台湾、韓国その他フィリピンはもうすでに相当な近代化されておりますけれども、その他の東南アジアの國々が相当森林を豊富に持つており、それが現在では丸太で日本へ輸入されているけれども、将来においては、それがそういう原料で出すことをせずに、加工をして、そうして付加価値を高めて輸出するようになるだろう。そうしてまた、そういうふうな技術援助、プラント輸出、そういうことをすることが国際協力たるゆゑんでないかという立場にあるわけでありまして、そういう場合に、それがたいへん発達してまいりますと、わが国の台板なり、その他の製品に脅威を及ぼすことになりかねないということをお心配しておるという意味でございますが、そういう点につきましては、やはりその段階で何らかの具体

的施策が必要でありまして、一方、国内における各工場の生産性の向上等ではやはりそれに競争し得る体質というものを培養していく必要があるということをお尋ねをされておるわけでございます。白書で言つておる意味は、そういうようなことを言つておるわけでありまして。

○中村波男君 いろいろ御答弁をいただいたわけでありまして、そういう新しい二つの行政を踏まえて、それにどう対処するかということについて、日本の零細企業を中心とする林業者の、あるいは林業を中心とする木工業者等の体質を改善するような政策を進めるのだとおっしゃいます。しかし、予算の中にはそれらしいものがあまり出ておらないのではないかと、いふに感ずるわけでありまして。時間がありませんから、さらにこのことを深く御質問を申し上げますけれども、もうひとつ私は外材輸入との関係で念を押しておきたいと思ひますのは、御承知のように洋材の動向が三十九年度は前年度の四〇％の需要が伸びておる。しかし、国内の洋材生産というものは、一〇％と伸び悩んでおる。こういう結果として、前にも指摘いたしましたとおり不足分は外材で補つていくというものが、現在の流通機構であり、そのことがいよいよ需給と価格の安定をもたらしていると思ひます。ありますが、そこで、国内の洋材生産を圧迫していることは、白書にも指摘しておるとお事実はと思ひます。

そこで、さらにお伺いをしたいのは、洋材が伸び悩むばかりではなくて、木材価格の先行き不安と、日本経済の高度成長に伴つて労働力の流出、労賃上昇、造林意欲はますます減退をして、これがやがて森林の荒廃と零細林家の生活脅威に私はつながつておるといふふうなまま判断をするわけでありまして。この悪循環をどうして断ち切るか、これが今日の日本の林業の課題だろうというふうには私は判断をし、認識をするわけなんです。この今日的な課題に對しては、いせんから農林大臣に答弁を求めておるのであります。お答をいただませんが、ひとつこの問題について農林大

臣の所信をぜひお聞かせをいただきたくと思つてお聞きします。

さらにお聞きしておきたいのは、日本の林業の自給度の目標をどこに置いておられるのか。

第二は、外材輸入を一括、政府が行ないまして、需給操作をやるようなことを検討する用意があるのか、この二つをあわせて御質問申し上げます。次に移りたいと思つてお聞きします。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまの御質問に対してお答えするのでありますが、あるいはまた的はずれにならぬように注意いたしたいと思つてお聞きします。

一つは、外材とあわせて自給度の目標をひとつ置いてやたらどうかと、こういふことが御質問であつたように思つてお聞きしますが、それは大体いまいろいろ御指摘のとおりで、二七〇〇の輸入をする、そして現在の需給関係は一応この輸入材のそれだけの輸入ということ、それから国内造林においても若干の増加がありますので、まず需要を満たしておることが一つ、一つは、価格にいたしまして、三十六年度には非常な暴騰を見ましたけれども、その後は大体横ばいの傾向にあるように思われる。しかし、ほかの物資の価格と比較して、そう著しく安いと、こういふふうには思われぬのであります。その間について、いろいろいわゆる林家のほうからいふと不安も、いろいろの取り越し苦労もあらうし、また、いろいろございまして、私どもとしてはこういふ関係において、いわゆる国内産のものを減らすということなく、相当これを増大していく。したがって、つまり資源をうんと蓄積し、増大していく、こういふことが大きなねらいであります。一つは造林をどんどん——どんどんといつてもあれでございまして、でき得る限り造林のほうに力を注いでいこうということ、それから造林に力を入れるということになります。一つはやはり林道の問題がございまして、したがって、林道や、それから輸送関係という面について力を入れなければならぬ。それから単に林道だけではない、今度は造林の問題となります。

と、御存じのとおり非常に最近では労働力が民有林において不足しておるようになつておられる。これが非常に流れて出ておるようになつておられる。これが非常に大きな問題でございまして、これはもう地帯によつてはさうでもないところもあるでしょうけれども、地帯によつては非常に大きな問題でございまして、こういふ点については、森林いわゆる林業というだけからこれはなかなかむずかしいのであります。問題は、これはどうして山村振興という問題で、やはり横のほうからこれを助け出すか、ぬが——いわゆる横のほうから本質がしらぬが、山村振興というものをやはりやる必要があるというので、山村振興法をこれはこの前皆さんの御援助によつて通過したわけでございますが、これらによつて山村の振興を徹底するというところでございまして、もちろんそればかりでなしに、現実問題としては、やはり造林の単価が非常に低いので、助成をする場合においても単価が低いからして、造林の単価は、少なくとも、非常にほかの面についてはかなりいろいろの問題がありました。本年も十分ではないけれども造林に関する単価を上げるといふ問題をやっておるようになつておられます。

なお、そのほか機械の問題いわゆる近代化の問題その他を進めておるのでございまして、さういふことで極力造林を進めておると、こういふことでございまして、したがって、目標は別に置いておるけれども、十分その点については、造林という問題については非常な力を今度持つていこうというわけでございます。したがって、森林計画のごときも、その点について十分の努力を払おうということでございます。先ほど面積の問題等についていろいろありましたが、原野についての面積の統計等は、これは先ほど申したとおり、ほんとうにいろいろの点について、私どももあまりこれはきちつとした統計だといふことができないことは残念でございますが、しかし、造林の面からいって、やはり造林面積をふやすという熱意を持つて進めておる、こういふことでございまして。

○川村清一君 関連。外材の輸入の問題が出ておるのですが、ソ連材の輸入の動向ですが、これがふえていくというふうな状態になつてきておるのかどうかということ、それからこのソ連材の輸送の問題ですが、これはどういふような方法によつて輸送しておるか、これをひとつお伺いしたいと思つてお聞きします。

○政府委員(田中重五君) ソ連材の輸入につきましては、一応政府間交渉におきまして、四十一年においては三百六十万立方メートルということに相なつておられます。この数字は、一応ソ連といつたしましては、交渉の過程において商社がソ連にオファーをした数字の積み重ね、その数字でございます。それで、それだけ輸入するかどうかは別の問題として、さういふことになつておられます。それから輸送のほうは、一部いかだ輸送がございましたけれども、四十二年からは全部船積みで輸送をするということに、これは日ソ間の約束でございましておられます。

○渡辺勲吉君 どうも大臣の答弁を伺つておると、午前もさうですが、さつぱりどうも中村君の質問にまともに答弁してないです。いま冒頭に伺つておられるのは、第一は、自給度を一体どうするかということをお聞かして。その背景になるいろいろな政策を抽象的に述べることはいいですが、それから四十五年の目標としてどういふ限定をしよう。四十五年を目標としてどういふ一つの林業政策の方向といふものを自給度で描いておるか、なければいけません。あ

○国務大臣(坂田英一君) 先ほど申したとおり、自給度として別にきめておられません。自給度はいろいろの関係で持つておられます。ただ、森林計画といふものを設定いたしました。森林いわゆる造林という問題についてその計画に向かつて努力をしておるといふことでございまして、それは自給度というわけではございませぬ。

○鶴岡哲夫君 大臣、さういふおかしなことはあります。新たに需給計画を立てるでしよう。需給計画を四十五年なら四十五年の需給計画を立てる。その場合に自給度は幾らかということになるでしよう、出ないですか。そんなおかしな需給計画はありますか。いいかげんな答弁をしてはだめです。

○政府委員(田中重五君) 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、国内生産材をできるだけふやして、さうして国内の需要に充ててまいりたいという考えでございますが、そこで、そのためには林道の開設、それから造林の推進、これを極力はかかってまいりたい。そこで、その造林を推進した結果、その林地で生産される木材を推定したときに、国内の需要に対してこの程度の自給度になるということにございまして、自給度といふものをきめておかないといふ大臣の話は、まず自給度をきめて、さうしてその上で国内の生産量をきめていくというふうにはやらない、さういふ意味でございます。

○鶴岡哲夫君 いや、いままでの林政というのが物動計画的な面を非常に持つておられる。山を見て、木を見て仕事をしてくたわけです。ですから、森林法においても法律に基づいて需給計画を打ち立てるようになっておる。今度の林業基本法でもはつきり需給計画、需給の見通しといふものを出すことになつておる。さういふ林政というのは物動的な面を非常に強く持つておられる。昭和四十五年なら四十五年の需給見通しはつきりすれば、自給度は幾らかになるかということにはつきりするんじゃないですか。いま長官の答弁の中に、自給度はきめていないんだというお話を。しかし、需給の見通しを立てるといふ場合に、自給度といふものが確定しなければならぬ。ならぬのじゃないですか。いま盛んに造林をやる、しか

第九

し、五年後には、あるいは三年後には、また六年後にはほとんど木材が入ってくるという事になれば、せつかつかういふことを國が出してみても、そんなものはむだになる可能性だつて十分にある。昨年の木材が入ったところは、輸入商社の連中に会いますと、日本の木材は切らないでよろしい、立ちつばなしでよろしい、かういふことを公然と言つておつた。そういう方向に動いておるんですよ。はつきりしてください。

○政府委員(田中重五君) 木材の需給につきましても、もちろん言うまでもなく長期の見通しを立てることになつておりました。これは午前も申し上げました林産物の長期見通しの中でこれを明らかにしたい、かういふふうに考へておるわけでございます。ところでこの場合に、需要の見通しがあり、それから国内生産力から見た供給の見通しがある。その結果として自給度というものが計算すれば出てくる。そういう意味で言つておるわけでございます。それで、造林というものは、これは生き物を相手にするわけでございます。そこでそれぞれ適地適木というものがあつて、技術で克服できない面がある。そこで、一応技術的に造林の可能な地帯、これを描きつづつ造林が推進をされておる。もちろんそれには必要な財政投資も、また、個人の経済力も必要でございますが、そういうものが考えられながらこの造林面積の拡大をはかつた結果、そこから生産される木材の生産量が、需要に対して自給度というものを測定できることになるといふことを申し上げておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃちよつと角度を変えてお伺いしたいと思います。森林法に基づく需給計画はできておられますが、需給見通しは、これはいま生きているわけですか。それによりまして、一番食い違つたのは何かというところの輸入です。木材の輸入は昭和四十七年に千七百万立方メートル、これだけ輸入することになつておる。昭和四十七年です。それで五十七年には二千万立方メートル、いまからちよつと二十年先ですね。ところが三十

九年にもう二千万立方メートルに近いんですね。こんなばかげた……これはどういふわけですか。何のために需給見通しを立てておるのか。これが二十年後の木材の輸入量と三十九年の木材の輸入量はほぼ同じだ、そんなばか……なぜこんな需給見通しを立てておるのか、それを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(田中重五君) その計画策定の時点における経済成長に対して、現実の経済成長が著しく伸びた結果だといふふうに考へざるを得ないのでございます。○鶴岡哲夫君 それはわからぬ、そんなばか……話はない。この需給見通しというものは三十七年の十月です。成長率というものはわかつておる、三十七年の十月つづつたものですね。それが二年後にすでもう二十年後の見通しを上回つておる、近くなつておる、そんなばか……話はない。なぜ法律に基づいて需給見通しを立てられるのか、もつとしっかりしてもらわないと困る。

○国務大臣(坂田英一君) 需給見通しを林業基本法に基づいて発表することは、林政審議会を経て近く発表するといふことは、これは申し上げておる。私の申すのは、自給度とかいふものをかかちりきめることによつて輸入のほうをどうとかかんとかという、その自給度というものを、それをきめるとか計画をするとかいふことではないので、需給見通しをきめるといふことについては、もう午前中のみならず、ずっと以前からお答えを、この前もお答えをしておるのであつて、それはこの前白書のときにも御質問に対してお答えをしておるのであつて、需給見通しは早く林政審議会にかけて発表したい、その時期はできるだけ早くしたい、今月中にでもいたしたいといふことをききよも申しておるよりのわけだ、その問題ではないのであつて、そこは御質問との間に食い違ひが起ることかぬからと申しておるのであつて、私の、自給度とかいふてどう申すか、その計画性、計画ではないからといふ意味のことです。それで申しておるのであり

まするから、その点をどうぞ。○鶴岡哲夫君 そんなおかしな話がありますか。もつと森林法に基づいて、法律に基づいて、いま需給見通しは生きておるんですよ、あるんですよ。林業基本法に基づく需給見通しができると思ひます。要は、森林法に基づく需給見通しとみなすとなつておる。それによると、三十七年にできたものと二年たつた今日、たいへんな食い違ひがあるじゃないか、ばかみたいな食い違ひがあるじゃないか。そのことは、そういう需給見通しに基づいて林道計画を立てられるでしょう、造林計画も立てられておるでしょう、どうでしょう。それがこんな食い違ひがあるようじゃ、どうにもならぬじゃないかといふことを言つておる。べらぼうです、べらぼうな騒ぎどころじゃなくて、これは天地がひっくり返つたような話です。いかげんにしてもらつては困るのですよ。はつきりしていただきたい、これは、いかげんな話です。何も需給見通しに基づいて林道なり何なりといふものができていなければいけません、それに基つて林道なり林政といふものが進んでおるでしょう。それがこんな食い違ひは、自給度がどうなるという話じゃないんですよ。いま言つておるのはそんなべらぼうな話じゃない。

○渡辺勸吉君 関連。需給計画があるなら自給度は出ないといふなら、それはその割合をつくれれば出るから、そこでその割合をはつきり出してもらいたい。四十五年をはつきりしてもらいたいといふことを私は大臣に答弁を求めておるから、その需給計画をどう見て、その結果自給度は何%になる、それすらもなければならぬと単純に答えて下さい。それから、私は大臣の言ふことに引かかるとは、林政審議会にかけるといふことが、これは法律によつて林政審議会にかけなければいけません。しかし私たちは審議会とは別に、国民を代表して、その審議をしておるんですから、その審議会に対する政府の態度も問題が私は一、二ならずありますけれども、それはさておいて、林政審議会にかけ

くらしいものは、かういふ一般質問をする機会には質問をしておるんですから、その内容を明らかにして、われわれの向うべき林業の目標といふものは、四十五年はかくかくである、四十七年度はこうである、そのためには各般の施策を盛り込んでおるのだ、これは一つの政府、自民党の最高方針によつて、これは描かれる方向づけであります。したがつて、これは長官や何かの答弁する問題じゃなくて、あくまでも最高責任者である農林大臣の答弁によつて、これは明確にしてもらふ責任があるわけですね。大臣ひとつ明確に答弁して下さい。

○国務大臣(坂田英一君) 先ほどから申しておるとおりでありまして、私の言ふことと本質的には違つたように思ふのですがね。日本は別に計画経済で進んでおるわけではありませぬ。しかし、この農業計画であつても何でもないいろいろな問題のときに、やはり見通しという程度でいくわけですね。だから農業基本法のときでも、計画にしてほしといふ主張は確かに社会党その他のほうからもありました。しかし、それは計画というわけにはいかな、自由経済だから。しかし、見通しはつくる必要はあるといふので、それぞれ各基本法においてはずべて見通しをしておるはずでございます。でありますから私の申し上げたことは、こゝまで別に何にもかどを立てて言ふ必要はないんで、ほんとうは見通しは、これはもう立てることをはつきりさせておるから、その点については疑問がないといふ思つておるから、かどを立てたよふなことを申しておるわけでございます。この点はあしからず御了承願ひたいと思つておる。

それから今度の見通しにつきましては、近く審議会にこれをつけて発表するのでありますから、いま手元に一応その要綱が、大体的見当はこうだといふ点について長官からお答えいたさせます。

○政府委員(田中重五君) ただいま渡辺先生から、四十五年はどうかといふお話がございまして、そこで、いま大臣から申し上げました森林資

源の基本計画、それから林産物の需要及び供給に
関する見直しについては、三月末前後に公表をし
たい、その中で示したいというふうに申し上げて
おりますので、そこで、その内容としては、大体
これから五十年後の森林資源の実態を目標にして
おるわけでございます、そこで一応、それを十
年ごとに区切った計画は一本立てておるわけで
ございます、で、その中で、いまお話しする四十五
年ほどかというところについては、後ほど計算をし
て提出をいたしたい、こういうふうに考えており
ます。

○邊辺勘吉君 関連。私はその五十年後は林政
の情勢から言つてわかるのです、順序を区切つ
たやつはわかるのです、四十五年と私が限定した
から、それをまた四十五年の時期区分をしなけれ
ばできないでしょうが、そういうものは一体どう
なのか。これは確かに林業基本法の中に森林資源
に関する基本計画というものを明らかにする責任
がある、その森林資源の基本計画のほかに、大臣
が言うように長期見直しを立てる責任を持つてお
る、それはこれは長期見直しでけっこうです、わ
れわれが成立した林業基本法ですから、その長期
見直しの中で、四十五年がむすかしければ十年
を一期として立てるならば、その第一期の十年
後の長期見直しはどうか、需給計画が一体ど
ういう内容になつてくるのか。まあ計画と言え
ば、大臣が見直しというならあえて見直しと訂正
しましょう。十年後の長時見直しはどうか、
その長期見直しは自給率に直したら一体どうな
のか、これは明らかにする責任があるでしょう。
これは林業基本法に、審議会に出す責任がある
とともに、われわれがここでその内容を明らかにす
る責任があったら、これは答える責任があるで
しょう、それを明らかにして下さい。

○政府委員(田中重五君) いまのお話に基づきま
して申し上げます、この見直しではどういふ
うにいたしております、三十七年ないし三十九年
の実績でございますが、これが需要量が六千六百
五十万石ということに相なっております、これが

昭和五十年におきましてはちやうど一億立米とい
う計算をいたしております、これに対してこの国
内の供給でございますが、この実績からいいます
と五千百万立方メートル、そこでこの自給率は七
七％ということに相なります、それに対して五十
年におきましては一億の木材需要に対して七千六
十万立米、で、自給率がこの段階ではさらに落ち
まして七二％ということに相なっております、
で、その後国内の供給量が漸次伸びてまいりま
して、そうして将来この目標の地点では大体需要を
一億四千六百万立米というふうに推定をいたしま
して、それに対する国内生産一億三千二百、自給
率は九割というふうな計算をいたしております。

○中村波男君 大臣があまりにも何とない、計
画経済でないからとあなたはそうおっしゃいます
けれども、先般のあの所信表明で、食糧や農産物
の自給度はこれだけにするのだということをお
っしゃつたのですから、いま長官のいわれるとお
り、自給度というのは、需要に対して国内の供給
がどれだけあるかということが一口に言えは自給
度でありまして、そういう詭弁をもつて答弁をさ
れようとすると、長官が答弁を早くされれば一
分か二分で終わることを、先輩諸氏の御助力を仰
がなければならぬというふうな結果になります
ので、ひとつすなおに答えていただきたいと思
うわけで。

そこで、さらに私は外材輸入に關連してお尋ね
をしておきたいと思つたのは、国内における用
材生産の停滞について、政府は重大な問題を見落
としておるのではないかと、私は私に私に
のであります、どこを向いて進むかというならば、
停滞の理由として、価格の横ばいや労賃の上昇の
みに私は起用しておらない、御承知のように、民
有林というのは、一般的に財産保持の性格が強い
ところへ、日本の林家の特徴としては、いわゆる
五ヘクタール、五町歩以下の林家が九一％を占め
ておるといふ実態から見まして、いかに経営規模
というものが大山林地主を中心に行なわれていると

いうことが言えるかと私は思つております。
そこで、大臣はさつき、ことは植林の準備を上
げたといふふうにおつきしやいすし、また、需給
関係を調整するために林道を今後つづけるとお
っしゃいますし、いままでも不十分でありました
けれども、林道等に相当な投資を政府はしてきた
いうふうには私は思つております、しかし、そういう
投資が行なわれたけれども、林道はついたらけ
れど、植林がはたしてそれに即応するように行な
れておるかどうか、林道はついたらけれども、老熟
林が切られておるかどうか、こういうことを考
ますならば、私はやはり金に金を切らない山林
地主といふのは、なかなか私は木を切らないので
はないかといふふうには思つております、この点の
わゆる情勢判断、分析をどう政府はしておられ
るのか、したがって、まだまだ適期の伐採機齢の木
はたくさんあるはずでありますから、これをどう
して切り出すかといふことが、私はこれは需要供
給のバランスを、いわゆる自給度を高める上にお
いて重大な施策とならなければならぬといふ
に思つておられます、これについてどう認識を
しておられるか、お伺いをいたしておきます、
續いて質問したいと思つた。

○政府委員(田中重五君) いま造林の停滞につ
いて最初お話がございましたので、ちよつとそれに
触れながら申し上げます、造林の停滞の大きな
理由としては、いわゆる拡大造林といふところの
広範な薪炭林該当林において、この薪炭に対す
る需要が急激をいたしておるために、地上の立木
がつかない、そこで造林が進まないという問題
が一つございます、そこで、薪炭該当木用途
換をいたしまして、パルプあるいは繊維、その他
のものに使うにいたしました、林道が十分につ
いていない、そこで、先ほど来大臣からも申して
おりますように、林道の拡大、拡充ということが
緊急を要する問題であるといふ問題が一つござ
います。

それからその次は、林道がついても、今度は切
り出さないではないかといふような問題といふこ
とに相なつてまいりますが、確かに山林所有者
の意向をいたしまして、自分の家計に慮つて切
るか、都合のいい、必要なときだけ切るとか
いふ状態がございまして、そこで、現在いたしま
しては、そういう切り惜しみもないとは言いません
けれども、現在の国内生産の状態をいたしましては、
天然林も人工林も二十年生以下の林分がその面積
において過半を占めておるといふような状況で
ございます、そこで、まあおおむね国内の生産は、
いま申し上げましたような意味において、切るべ
きものは切られておる、それから、一方、先ほど
の用途の転換をしなれば切れないといふものが
ある、こういうふうには御理解をいたしたいと思
うんでございます、あるいはまた計画的に切つてい
くような方向へ持つていくのにはどうしたらいいか、
そこで、私も現在考えておりますのは、やはり
林業経営に計画性を持たせる、で、家計の必要に
応じてしか切らないといふような傾向を脱して、
計画的に植栽計画に切るといふふうには、個別
的に経営計画を林業経営者に樹立するように指導
をしまして、そしてその計画に従つて経営を行な
つていくような方向へ持つてまいることによつて、
林道がついて、その沿線に切るべきものが存在す
る場合には計画的にこれを切つていくようにもつ
てまいりたい、そのためには、また税制その他
の面で国の助成措置があわせて必要になると思
いますけれども、そういうことがこの造林、林道の
推進拡大に伴つて必要であらうといふふうには考
えておる次第でございます。

○中村波男君 いま長官のお話を承りますと、切
り惜しみが全然ないとは言わなければ、大体
切るものは切つておるんだといふお話でありま
す、それなら林業白書に、用材の生産の停滞とい
つて、幾つかの理由を挙げて、白書でそれを示す
必要がないんじゃないかと思つたのです、長官の
言われるのは、私は実際の実態と内容がたいぶん
違ふんじゃないか、こういうふうには判断をするわ
けなんです、この点はどうなんですか。

○政府委員(田中重五君) 白書で申し上げておりますが、これはもちろんあるわけでございしますが、さらに薪炭林該当木の問題があつたり、それから大体全国的な視野から見ますと、終戦前後に植栽された林分が多いことから、国内の生産力は必ずしも十分ではないんだということを申し上げたわけでございします。

○中村波男君 これは水かけ論になりますから、次に移りたいと思つておりますが、そこで、私がさらに指摘をいたしたいと思つては、森林法に基づいて施業の勧告及び民有林材の供給確保を指導することができるといふ規定があると思つたわけでありますが、これが実態としてどのように実施されているかといふことについて、私の見聞の範囲では、これは条文としては生きておるけれども、実態としては実施されておらないのじやないかと思つてますが、この点どう林野庁は把握しておられますか。

○政府委員(田中重五君) ちょっとすみませんが、初めのおこぼを……。
○中村波男君 森林法による施業の勧告ですね、それから、さらに民有林材の供給確保を指導するといふ規定があると私は思つておられますが、そういうものが実際に実態として行なわれておらないといふふうに考えますので、その点どう林野庁は把握しておられるかといふことです。

○政府委員(田中重五君) いまお話しの際は、森林法で全国森林計画と、それからそれに基づいて県ごとの地域森林計画を立てることになっております。で、各森林所有者はこの地域森林計画の計画事項に基づいて施業をするようにと、勧告の意味だと、こういうふうには申し上げかねる次第でございしますが、そこで、先ほど私が申し上げましたように、その地域森林計画のさらに下位における計画事項として林業経営者の個別の計画を立てて、それに従つて仕事をしていくようなふうな将来

持っていくことと考へている次第でございします。
○中村波男君 これはまあ大山林地主等の切り惜しみとの関連においても、それから今後の造林事業の面からも、これはやはり森林法の規定を十分活用して、林野庁としてのいわゆる地方官庁に対する行政指導をもつと厳密にやっていた方がいいといふことを思つておられます。

そこで、さらに意見を申し上げて、私の意見に対して大臣の御意見なり長官の御意見を承つておきたいと思つておられますが、大山林地主が切り惜しみをやっておるといふ問題の規制措置として、今日はまあ五分五乗方式によつて税金を優遇しておる、これをいわゆる切り惜しみなり造林なりをさせる意欲をつくらせる、こういう措置がとられておりますが、私はこれは逆であつて、やはりもう少し強い規制をやらないとなかなか切り惜しみをやめさせることはできないのではないかと思つておられます。なるほどさつき長官が言われたように、二十年生以下のいわゆる若い樹林といふのが半分くらい占めておるとおっしゃいますが、過熟林と申しますか、もう切らなければならぬといふ民有地における樹林といふのも相当あるわけなんです。これを切つて一定年限を植林をしないような場合には、これはやっぱり分取造林といふべきか、そういう制度を法的に確立をして、自分が植えなければやはり国が責任を持つて植えるのだ、あるいは公共団体が植えるのだといふような、そういう措置をひとつ考へてみたらどうだろう、それから一定年限を超過したいわゆる熟林と申しますか三十年、四十年たつた木材については、需給の関係等からやはり切らせるような措置をとる、その措置をとつてもがえんじなような場合には逆に税金をかけていくといふふうな、そういう対策といふものは考へられないものかどうか、こういうことを考へておるわけでありますが、その他のいろいろありますが、何らかの規制措置をとらないと、これで

はなかなか、金をかけて林道をつげられても、あるいは植林を奨励されても、実効といふものが、いわゆる山の大部分、民有林の大部分を占めておるのが二十、三十、五十町歩以上という大山林地主でありますから、これに何らかの手を加えない限りは、里山の二〇アールや三ヘクタールを持つておる人々を対象にしても根本的な解決にはならないのではないかと、こう考へてあえて意見を申し上げたわけでありますが、それに対するお考えをお聞かせいただきたいと思つておられます。

○政府委員(田中重五君) 非常にむずかしい問題だと思つてますが、よく検討をいたしたいと思つておられます。ただ、この材木といふものは農産物と違ひまして切る時期が非常に幅の広いものでございします。そこで、この時期に切らなければならぬその時点の把握も困難であるほか規制には非常にいろいろむずかしい問題がございします。よく検討をいたしたいと思つておられます。

○中村波男君 それでは続きまして、国有林の関係について質問を進めてまいりたいと思つておられますが、林業白書も言つておられますように、最近に至つて国有林野事業の財務が逼迫して非常に事態に当面しておる、こう書いておるのであります。そこで、まず第一問としてお聞きしたいのは、四十年程度の収支の見込み、損益勘定の見込みはどの程度かといふことから聞いていきたいと思つておられます。

○政府委員(田中重五君) その資料は後ほどお届けたらいいと思つておられます。
○中村波男君 しかし、長官がそのようなことを御存じないといふことはどうも解せないわけでありまして、それをお聞かせいたしたかぬと次の質問に入れないわけでありまして、わかりませんか。「資料提出はあとでいいから口頭で答弁してください」、「この間も答弁しなかつた、けしからぬ」、「あつとも満足な答弁できないじゃないか」と呼ぶ者あり)
○政府委員(田中重五君) いま手元にありますのは三十九年度まででございしますが、四十年年度の予

定について申し上げたいと思つておられます。
○中村波男君 もちろん予定をお聞きしたので

○政府委員(田中重五君) それで予定で申し上げますと、歳入歳出ともに千六百十二億ということに予定してはなつておられます。それから損益決算の見通しといたしましては、予定として四十五億円の利益が予定されておられます。

○中村波男君 私、いまの御報告を受けましてちょっとほつとした感じでありましたが、いままで林野庁はいわゆる答申以来、また答申前から財政がものすごく悪化して、このまま続けば赤字が累積をして何ともならないと、こういうふうにおつしやつておりましたし、四十年度におきましても相当の赤字を予想されておつたと思つておられます。私の聞くところでは、七十九億ぐらい赤字が出るということがいままで公然と言われてきたと思つておられます。それに比べますならば、益が四十五億出るということでありまして、御努力のほどに敬意を表するわけでありまして、さて、次の質問に移りたいと思つておられますが、国有林野事業の果たすべき役割りと経営のあり方につきまして中央森林審議会に諮問をし、それに対する答申が昨年三月に出ました。聞くところによりますと、この答申の具体化のために林野庁の中に国有林野対策本部が設けられて、鋭意検討が続けられておると聞くのであります。その中で可能なもの、緊急を要するものから逐次実施に移す方針のようでありまして、この可能なもの、緊急を要するものを実施するといふことについて、もう今日決定したものがあつたらばこの機会にひとつ承つておきたい、こう思つておられます。

○政府委員(田中重五君) 可能なものとして四十年年度予算で取り上げましたものは、国有林野治山事業のうちで、非常に公共性が強くて、考へられるもの、これはいまの答申の中にもあるわけでございますが、それを一般会計から十六億円繰り入れたということがございします。
○中村波男君 まだいろいろほかにあるように

承つておるのでありますが、時間もありませんからもう一つだけお聞きしておきますが、職員については、機構改革とは関係なく四十一年度から四十五年度までに五千名整理する、さらに新規採用毎年二百五十名程度あるようでありますが、これはもうやらない、こういうことがきまつたと聞いておるのであります。したがって、実質的に六千二百五十名が整理される、こういうふうには全林野労働組合も情報もキャッチして、何とか生活を守るためにという運動が展開されておることはお耳に入つておると思ひます。そういうことはどうですか。

○政府委員(田中重五君) その五千名と申しますのは、決して計画ではございません。それで、現在のところ年々千名程度の退職者がある、そこで五年たつと五千名になるというだけのことでございます。

○中村波男君 私はいまのことを全く根拠なしに質問したんでなしに、先般全林野の労働組合へいわゆる公社化その他の問題も含めて事前説明をされたときに、責任のある人から、いわゆるこういうことが林野の労働組合の代表に言われたということで御質問をしたのでありますが、それは全く計画にありませんか。

○政府委員(田中重五君) 計画としてはございません。

○中村波男君 計画としてはないということ、現時点ではそういう計画として決定はしておらぬけれども、そういう構想はありますか、そういうおそれがありますか。

○政府委員(田中重五君) 現に年に千名くらいの退職者がござります。で、それが五カ年たてば五千名になると、いま申し上げたとおりでございます。

○中村波男君 すると、退職者を補充しないし、新規採用はどうなんですか。

○政府委員(田中重五君) 全然補充しないということ、ございませんで、四十一年度におきましても新規採用はございません。

○中村波男君 そうしますと、その千名ずつ退職者が大体あるから五年たてば五千名になる。そこで新規採用は従来のおやりになるというところか、あるいはその中の半分くらいは新規採用するということか。五千名と新規採用の関係、ひとつ頭が悪うございませう、もう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 退職者は年に千名ほどあるということでございます。それから新規採用は、これは抑制はいたしております。しかし、やらないというのではなく、いまも申し上げましたように新規採用はあるということでございます。

○中村波男君 と申しますと、その退職者千名を補充する方針だということになりますと、現在の機構、制度からすれば、それだけの人員を減らして、なお予想される増大する事業量をこなしていくということではできぬと思ひますが、これは公社化を前提とした構想でありますか。

○政府委員(田中重五君) それは公社化を前提としたものではございません。

○渡辺勸吉君 私も全然その数字にはうといから伺うのですが、従来、毎年平均して一千名の自然退職がある、それでは従来、補充する員数はどの程度の実績を持ってきたんですか。そうしてまたそれを踏まえて、四十一年度から五カ年は五千名の自然退職を予想して何名の補充を予定しておるか。そういう点をひとつ数字をあげて説明してください。

○政府委員(田中重五君) 退職者の数は、これはあくまでも実績を申し上げておるわけでございます。それから新規採用につきましては、たとえは高校卒程度の人につきましては大体営林署の数くらいは採用いたしておりましたけれども、それが若干減つておることは事実でございます。

○渡辺勸吉君 長官、そういう数字までは御存じないと思ふのですが、約一千名の自然退職、これはまあ約でしょう。一千名を割るか知らぬし、一千名を多少こえるか知らぬが、そういう認識を

持つておられると同様に、新規採用は大体何名ずつを補充しておられたかというおおよその点を実績としてお伺いしたいというのですよ。そうしてそのおおよその実績を踏まえて、今後五カ年の自然退職に見合うものとして大体どの程度腹づもりとして持つておられるだろうか、こういうことを伺つておるわけですか。

○政府委員(田中重五君) 新規採用のほうはちよつといま数字を用意をいたしておりませんで、総数としては用意をいたしておりませんで、総後ほど、この四十一年度については調べて提出をいたしたいと、こう思ひます。

○渡辺勸吉君 やめるほうの数字はある程度、ラフですがおわかりになる、採用のほうは全然わからぬということは、何かどうもつきりしないような、勘ぐりたくなるようなことにもなるので、そうじゃないのだ、実際はこうで、林業の重大性にかんがみて、むしろ今後は大いにその従業員を拡大するならば、そういう前向きな明るいことを期待をして伺つておるのですよ。それにこたえるようなものはないのですか。

○政府委員(田中重五君) 退職者のほうは、これは人事の刷新、人事の若返り、そういう要望が職員内からも非常に強く出ておられて、そういうような要望にこたえる意味においても、その程度の退職者が出ておるということでございます。一方、新規採用については、これはいまも申し上げましたように、前に比べまして若干採用数は減つておるのではありませんが、その数字についてはちよつと用意をいたしておりませんで、後ほどお答えしたいと思います。

○矢山有作君 先ほど営林署の数ほど採用予定であると云われたのですが、営林署の数は何ほあるのですか。ちよつと知らないでお知らせ願ひます。

○政府委員(田中重五君) それは先ほど申しましたように、高校卒程度の人を例として申し上げたわけでございますが、営林署の数はただいま三百五十でございます。

○矢山有作君 営林署の数はわかりましたが、退職者が年に千名くらいあつて、五年間に五千人やめるのだというのに、大体新規の採用の計画というものが全然なしで、今後のあなたの運営ができるのですか。それはできないでしょう。おそろく退職者がこれだけあればあなたのほうの仕事量としてはこうなるのだから、この程度は補充するのだとか、補充しない場合にはどうするのだという何かがありますよ。それなしに、ただ、退職者の数だけ言つたつて、それは中村さん、渡辺さんの質問に答えることになりませんで、計画がないというふうな、そんな野方図なばかな話はないでしょう。それはあるはずだ、それをはっきり言わなければ次に質問進めないじゃないの。

○政府委員(田中重五君) それは、千名という話は質問から出たわけでございます。それから、これは大体そのとおりだというふうには私も記憶しておりますので、お答えしたわけでございます。対応する新規採用の頭数は、いま記憶をいたしておりませんで、後ほどお答えいたします。

○矢山有作君 あなたが覚えてないのだったら、補充官がいるでしょう。やめる者が五千人いるのに、それに対して対応する補充がどうなるかということとはちよつとわからぬというふうな、こんな無策な答弁はないよ。

○森中守善君 同じようなことですがね。長官は予算の編成には関係してらるんですか。つまりね、予算定員が幾ら、実行定員が幾ら、退職者が幾ら、それで金高が出るんですよ。それを、質問から出たことだなんて、そんなばかなことないですよ。何年役人やつてますか。私はね、先ほどからずっと話を聞いてると、どこの委員会に行つてもこういうくだらぬ答弁聞いたことない。私も長年こんなことやつておるけれども、そういうこと聞いたことありません。見たことない。大体、農林省というのは国会をどう思つてる。この前から問題になりましたように附帯決議の取り扱い、その問題もこの前の委員会から問題にしております。しかも三月の八日、衆議院でも問題がありますね。飯谷と

いう政務次官が定刻に到着をして、他の政府委員及び大臣は遅刻して来ておる。ずいぶん激しく衆議院でも問責を受けておるじゃないですか。私は先ほどから中村委員の質問聞いていて、特別に意地の悪い質問でもありませんよ。特別にむずかしい質問でもない。それに対する答弁は全く誠意を持ってない。前の日に、どうですか、質問の通告があれば、大体要旨を聞いて回るといふのが慣例ですよ。しかも、重要な問題等については省議を開いて意見の統一を見て、答弁は各省庁やっております。少なくとも農林省においても官房長中心に、かくかくの質問に対してはかくかくの答弁をする、こういうことが私はとられていふと思う。国会をなめて。まことに穩当でありませぬよ。しかも、先ほど話の中に、この場では数字が出せない、しかも林政審議会にかけるといふ。国会と林政審議会、どっちが優位ですか。国会のところを讀んでごらんない。行政に対する責任を国会に負わねばならぬといつておる。何の審議会だ。適当でありませぬよ、農林省のものを考へは。私は農林省全体の責任において、国会に対してはもう少し忠実であつてもらいたい。大臣いいですか。それで長官、私はね、当然、予算の編成の際に、たとえそれが特別会計であろうと、あるいは独立採算であろうと、予算定員が幾ら、実行定員が幾ら、その中には人事をどうする、しかも退職者に対しては退職金どうする、という積算をやつて大蔵省と予算折衝するんでしょ。こんなこと、この場で答弁できないばかな話あります。その場ではないですか。いやしくも林野庁の長官が、農林省の定員が幾らであり、臨時者が幾らであり、退職者がどの程度予想される、想定される、その補充はこうこうする、ぐらいいいことは、宙にでも覚えておつてしかるべきですよ。今日、人事問題、要員問題が異常なむずかしい時代であるだけに、そのくらいのことばちゃんと答へない、こゝで、けしからんです。とにかく農林省の国会に対する私は姿勢というものは適當でない、そう思いま

す。もう少し忠実に、よく用意をして、きちんと答弁してもらいたい。質問者のほうも決して意地悪い質問してありませんよ。むしろ激励をするような、農林省の仕事がやりやすくなるような、そういう前向きな質問をしてははずですよ。やりよう次第ではそれはどうにでもいじめることはできますよ。そういう意地の悪い質問じゃないじゃないですか。それに何です、終始一貫のりくくりして、まあそういう意味で、特に私は国会の答弁等については細心の注意を払い、しかも忠実な答弁を私にはされるように警告をしておきたい。

○渡辺勸吉君 関連。いま森中君からも出ました。私は、この林業基本法に林政審議会にはかるといふことはうたつておるから、それをたてにとつて大臣はこの長期見通しについては、この国会で具体的な審議をしようといふわれわれの前向きのかまそ方に対して、それとすると。一体、そういう審議会といふものと国会の審議といふものを考へた場合に、当然これはわれわれのこの審議には十分答へるだけの万般の準備をして大臣以下臨むべきだ。そういう国会の審議を軽視するようなことでは、私は理事としてもこれ以上の審議は続けることはできないと思ふ。もう少しその点について十分資料を整へ、具体的な答弁のできる勉強をして、あすならあす、これやるなり、いま納得のできる答弁ができるならいま答へるなり、要求する資料がすぐ出るなら出さず、資料の準備もありましたから、きょうはともかくいろいろ状態では、委員会の審議は、続行がこれは不可能です。国会の審議といふものをもっとまじめに考へて、大臣も、要求されなくても当然審議に臨んで、陣頭に立つてみずから責任ある答弁をすべきなんです。政府委員はこまかい補足的な場合に、これは答弁すればいいんです。それを政府委員が答弁している間に居眠りするとか、そういう不まじめなことは、私は許さないことである。基本的な問題だと思ふのです。一千名自然退職があるからそれに相当するものは充足するといふことは、これは常識じゃないですか。その数字すら

出せないというから、私はそれにひっかかりがある。もっと具体的な、一千名が何人なのか、過去の具体的な実績と、それを補充した実績と、四十九年度の具体的な員数、そういう異動に対する見通しを準備して中村委員の質問に答えてください。きょうはもうだめです。

○政府委員(田中重五君) 四十一年度の採用予定者数につきましては、いまちよつと調べておりますので、ちよつとお待ちをいただきたいと思ひます。

○委員長(山崎青君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。政府委員のほうでも十二分にひとつ資料等も準備をして、そして後日の質疑に臨んでいただきたいと思ひます。

本日はこれをもって散会いたします。
午後四時五十三分散会

二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
二、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案
三、農業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

「二十年」に改め、同項第三号中「三年」を「七年」に改める。

第三条の見出し中「利子補給」を「都道府県が行なう利子補給」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(政府の行なう利子補給)

第三条の二 政府は、農林中央金庫が農業近代化資金(前条の規定による政府の助成に係るものを除く)を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう)を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る農業近代化資金の各貸付残高(当該貸付残高が、当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高)をこえるときは、その計算上の貸付残高)につき年一分五厘以内で農林大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第三条の三 農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合における当該貸付けについての農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条ノ二の規定

の適用については、同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」とする。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項第三号中「助成を行なう」を「助成を行ない、並びに利子補給金の支給を行なう」に改める。
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十三条の十四第四項中「政府の助成」の下に「若しくは同法第三条の二の規定による政府の利子補給」を加える。

農業信用基金協会法の一部を改正する法律案
農業信用基金協会法の一部を改正する法律案
農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
題名及び目次を次のように改める。
農業信用保証保険法

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 農業信用基金協会
 - 第一節 総則（第三条―第七条）
 - 第二節 業務（第八条―第十三条）
 - 第三節 役員（第十四条―第二十一条）
 - 第四節 設立（第二十三条―第二十八条）
 - 第五節 管理（第二十九条―第四十一条）
 - 第六節 解散及び清算（第四十二条―第五十条）
- 第三章 監督（第五十五条―第五十八条）
- 第一章 農業信用保証
 - 第一節 農業信用保証協会（第五十九条―第七十七条）
 - 第二節 保証保険（第七十八条―第八十四条）

第三節 融資保証（第八十五条―第九十条）
第四章 雑則（第九十一条）
第五章 罰則（第九十二条―第九十四条）

附則

- 第一条中「農業経営に必要な資金」を「農業近代化資金その他農業経営に必要な資金」に改め、「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保証協会が行なう農業信用保証の制度」を加える。
第二条に次の一項を加える。
3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の農業近代化資金をいふ。
- 第二条の次に次の章名及び節名を附する。
第二章 農業信用基金協会
 - 第一節 総則
- 第三条中「以下「協会」といふ」を「以下「基金協会」といふ」に改める。
第四条及び第五条中「協会」を「基金協会」に改める。
第六条第一項中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第二項中「協会でない者」を「基金協会でない者」に、「であることを示すやうな文字」を「この文字」に改める。
第七条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。

「第二章 業務」を削り、第七条の次に次の節名を附する。
第二節 業務
第八条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条中「協会は」を「基金協会は」に改め、同条第一号中「役員（役員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）たる農業業者等」を「役員たる農業業者等（その者が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）以下この号において同じ。」に改め、同号イ中「農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項の」を削る。
第九条前段中「協会」を「基金協会」に、「次

条第二項」を「第十条第二項」に改め、「交付された金銭」の下に「（借入金を除く。）」を加え、同条後段を次のように改める。
基金協会が保証債務の弁済（次条第一項の資金その他の借入に係る資金をもつて行なつたものを除く。）につき農業信用保証協会（以下この条及び次条において「保証協会」といふ。）から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第八十三条第一項の規定による保証協会への納付金に相当する部分を除く。）についても、また同様とする。
第九条の次に次の一条を加える。
（保証協会からの借入金）
第九条の二 基金協会は、第六十四条第二号に規定する資金に係る保証協会からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち農業近代化資金に係るもの弁済に充てるための資金として、前条各号の方法又は農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合への預金の方法により管理しなければならぬ。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。
第十条第一項中「協会」を「基金協会」に改め、同条第二項中「前条」を「第九条」に改める。
第十一条、第十二条及び第十三条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。
「第三章 役員」を削り、第十三条の次に次の節名を附する。
第三節 役員
第十四条、第十五条第四項、第十六条第一項及び第五項、第十七条第四項、第十八条並びに第十九条第二項中「協会」を「基金協会」に改める。
第二十条第一項中「協会の」を削り、同項第一

号から第四号まで及び同条第二項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。
第二十一条第二項中「協会」を「基金協会」に改める。
「第四章 設立」を削り、第二十二條の次に次の節名を附する。
第四節 設立
第二十三条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三号及び第二十八条中「協会」を「基金協会」に改める。
「第五章 管理」を削り、第二十八條の次に次の節名を附する。
第五節 管理
第二十九条中「協会」を「基金協会」に改める。
第三十条中「協会」を「基金協会」に改め、同条第一号中「基金」の下に「及び第九条の二第一項の資金」を加える。
第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第二項、第三十五条、第三十六条並びに第四十条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。
第四十一条第一項中「基金明細書」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「協会」を「基金協会」に改め、同項を同条第三項とする。
第四十二条第二項、第四十三条の見出し、同条第一項及び第四十七條第二号中「協会」を「基金協会」に改める。
第四十八条中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。
「第六章 解散及び清算」を削り、第四十八条の次に次の節名を附する。
第六節 解散及び清算
第四十九條第一項、第五十条、第五十一条及び第五十二条第一項中「協会」を「基金協会」に改める。
第五十四条中「協会の」を「基金協会の」に、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。
「第七章 監督」を削り、第五十四条の次に次の節名を附する。

「第七章 監督」を削り、第五十四条の次に次の節名を附する。

第七節 監督

第五十五条中「協会」を「基金協会」に改め、「以下」の下に「この条及び次条において」を加える。

第五十六条及び第五十七条中「協会」を「基金協会」に改める。

第六十二条中「第六条第二項」の下に「又は第六十三条第二項」を加え、同条を第九十四条とする。

第六十一条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同条第二号中「第七条第一項の下に」(第七十七条第一項において準用する場合を含む。))を加え、同条第四号中「第九条」の下に「若しくは第九条の二第一項」を加え、同条第五号中「第十八条第一項」の下に「(第七十七条第三項において準用する場合を含む。))」を、「第十九条第二項後段」の下に「(第七十七条第三項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第六号中「第二十条第三項」の下に「(第二十二條第二項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第七号中「第三十五条」の下に「(第七十七条第五項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第八号中「第三十九条」の下に「(これらの規定を第七十七条第五項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第九号中「第四十二条」の下に「(これらの規定を第七十七条第五項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第十二号中「第五十四条」の下に「(第七十七条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。))」を加え、同条に次の二号を加え、同条を第九十三条とする。

第十五 第六十六条第一項から第三項まで又は第六十八条の規定に違反する経理をしたとき。

十六 第六十七条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

第六十条第一項中「第五十五条」の下に「(第七十七条第七項において準用する場合を含む。))」を、「第五十六条」の下に「(第七十七条第七項において準用する場合を含む。))」を加え、同条第二項中「協会の役員」を「協会(基金協会及び保険協会をいう。以下同じ。))の役員」に、「受託者の代表者」を「受託者(協会から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。))の代表者」に改め、同条を第九十二条とし、第八章を第五章とする。

第五十九条第一項ただし書中「第五十六条」の下に「(これらの規定を第七十七条第七項において準用する場合を含む。))」を加え、同条を第九十一条とし、同条の前に次の章名を附する。

第四章 雑則

第五十八条の次に次の一章を加える。

第三章 農業信用保険

第一節 農業信用保険協会

(目的)

第五十九条 農業信用保険協会は、基金協会が行なう農業近代化資金に係る債務の保証等につき保険を行なうとともに、基金協会に対して当該業務に必要な資金を融通することにより、農業近代化資金の融通を円滑にすることを目的とする。

(法人格)

第六十条 農業信用保険協会(以下「保険協会」という)は、法人とする。

(区域)

第六十一条 保険協会の区域は、全国の区域による。

(住所)

第六十二条 保険協会の住所は、その主たる事務所所在地にあるものとする。

(名称)

第六十三条 保険協会は、その名称中に「農業信用保険協会」という文字を用いなければならない。 2 保険協会でない者は、その名称中に「農業信用保険協会」という文字を用いてはならない。

(業務の範囲)

第六十四条 保険協会は、第五十九条の目的を達するため、次の業務を行なう。

一 次節及び第三節の規定による保険
二 会員たる基金協会の農業近代化資金に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

(交付金)

第六十五条 政府は、予算の範囲内において、保険協会に対し、前条第一号の保険の事業における保険金の支払又は同条第二号の貸付けの事業における貸付けの財源に充てるため、交付金を交付する。この場合には、政府は、保険金の支払の財源に充てるべきもの又は貸付けの財源に充てるべきものの額を示すものとする。

(資金)

第六十六条 保険協会は、第六十四条第一号の保険の事業に關して、保険準備金を設け、第七十七条第三項において準用する第十五条の規定による出資金の額及び前条の規定により政府が保険金の支払の財源に充てるべきものとして交付した交付金の額の合計額をもつてこれに充てなければならない。

2 保険協会は、第六十四条第二号の貸付けの事業に關して、融資資金を設け、前条の規定により政府が貸付けの財源に充てるべきものとして交付した交付金の額をもつてこれに充てなければならない。

3 前二項に規定する資金(以下この条及び第六十八条において「資金」という)は、第六十八条第二項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

4 資金の経理に關しては、この法律に定めるもののほか、政令の定めるところによる。

(責任準備金)

第六十七条 保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)

第六十八条 保険協会は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その全部を準備金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による資金の取りくずしがなされているときは、その利益を当該取りくずしがなされた資金の額に相当する額に達するまで資金に組み入れ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 保険協会は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取りくずして整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、資金を取りくずして整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失をうめる場合を除き取りくずしてはならない。

(財務についての主務省令への委任)

第六十九条 前三条に規定するもののほか、保険協会がその財務を適正に処理するために従わなければならない準則は、主務省令で定める。

(会員の資格)

第七十条 保険協会の会員たる資格を有する者は、基金協会及び農林中央金庫とする。

(議決権)

第七十一条 会員は、各一個の議決権を有する。ただし、出資金の額が政令で定める額以上である会員に対しては、その出資金の額に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

(脱退)

第七十二条 会員は、事業年度の終りに於いて脱退することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 保険協会と当該会員との間に保険関係が成立している場合

二 保険協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

(業務方法書に記載すべき事項)
第七十三条 保険協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 保険関係が成立する保証及び貸付けの範囲

二 保険事故

三 保険金額の保険価額に対する割合

四 保険料に関する事項

五 保険金に関する事項

六 回収金の納付その他被保険者の守るべき条件に関する事項

七 貸付金の使途、利率、償還期限、金額の限度、償還方法その他貸付金に関する事項

八 業務の委託に関する事項

(役員を選任)

第七十四条 保険協会の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

2 前項の規定による役員を選任は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 設立当初の役員は、創立総会において選任する。この場合には、前項の規定を準用する。

(事業計画等の承認)

第七十五条 保険協会は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(監督命令)

第七十六条 主務大臣は、次条第七項において準用する第五十七条第一項の規定によるほか、保険協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、保険協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

(準用規定)

第七十七条 保険協会の登記に関する事項については、第七條の規定を準用する。

2 保険協会の業務に関する事項については、第六十四条から第六十九条までに規定するもののほか、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、第十

三条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「保証保険に係る保険契約の締結及び融資保険の業務」と、「融資機関」とあるのは「農林中央金庫」と読み替えるものとする。

3 保険協会の役員に関する事項については、第七十条から第七十二条までに規定するものほか、第十五条、第十六条第一項から第四項まで、第十七条第二項から第四項まで、第十八条、第十九条(同条第二項第一号及び第三号を除く)、第二十条第二項及び第四項、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十二條の規定を準用する。この場合において、第十五条第二項中「一万円」とあるのは「十万円」と、第十九条第一項第二号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十条第二項中「前項」とあるのは「第七十二条」と、同条第四項中「第一項第三号」とあるのは「第七十二条第二号」と、第二十一条第三項中「脱退の時(前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるときになつた時)」とあるのは「脱退の時」と、第二十二條第二項中「前二条」とあるのは「第七十二条並びに第七十七条第三項において準用する第二十条第二項及び第四項並びに第二十一条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

4 保険協会の設立に関する事項については、前章第四節の規定を準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第七十条」と、第二十四条第五項中「半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるもの」とあるのは「半数以上」と、同条第六項中「第十七条及び」とあるのは「第十七条第二項から第四項まで及び第七十一条本文並びに」と読み替えるものとする。

5 保険協会の管理に関する事項については、第七十三条及び第七十四条に規定するもののほか、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第四十四条まで、第四十五条第一

項及び第二項並びに第四十六条から第四十八条までの規定を準用する。この場合において、第二十九条第八号中「剰余金の処分」とあるのは「利益」と、同条第十号中「並びに選任及び委嘱」とあるのは「及び選任」と、第三十八条中「その出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上」に当たる議決権を有する会員」と、第四十一条第二項第一号中「氏名又は名称」とあるのは「名称」と、同条第三項中「債権者、基金協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。」とあるのは「債権者」と、第四十二条第一項中「及び剰余金処分案又は損失処理案」とあり、第四十五条第一項第五号中「剰余金処分案及び損失処理案」とあるのは「及び利益又は損失の処理案」と、第四十七条中「その出資の合計額が出資総額」とあるのは「その議決権の合計額が議決権の総数」と読み替えるものとする。

6 保険協会の解散及び清算に関する事項については、第四十九条第一項及び第二項並びに第五十条から第五十四条までの規定を準用する。この場合において、第四十九条第一項第三号中「第五十七条第二項」とあるのは、「第七十七条第七項において準用する第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

7 保険協会の監督に関する事項については、前二条に規定するものほか、前章第七節の規定を準用する。この場合において、第五十六条第一項及び第五十八条第一項中「その出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上」に当たる議決権を有する会員」と、第五十七条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第七十六条」と読み替えるものとする。

第二節 保証保険

(保険契約)

第七十八条 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が

農業近代化資金(一)の借入れに係る借入金

が政令で定める額以上のものに限る。に

係る借入金の保証をすることにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会と

その基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる基金協会を相手方として、その基金協会が農

業近代化資金(一)の借入れに係る借入金の額が前項の政令で定める額未満のものに限る。に

係る借入金の保証をしたことを保険協会に通知することにより、その基金協会が借入金につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、保険協会と

その基金協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、基金協会が借入金につき保証をした金額を保険価額とし、基金協会が被保証者に代わつてする借入金

の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険料)

第七十九条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第八十条 保険協会が第七十八条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、基金協会が被保証者に代わつて弁済した借入金の額から基金協会がその支払の請求をする時まで

にその被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

2 前項の求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得し

た総額に、その弁済をした借入金額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

第八十二条 基金協会は、第七十八條第一項又は第二項の保険関係が成立した保証に基づき被保証者に代わつて弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

第八十三条 保険金の支払を受けた基金協会は、その支払の請求をした後被保証者に対する求償権（基金協会がその被保証者に代わつて弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び遅延することができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十條第一項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

2 前項の求償権を行使して取得した額については、第八十條第二項の規定を準用する。

第八十四条 保険協会は、基金協会がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又は第七十八條第一項若しくは第二項の保険契約の条項に違反したときは、同条第一項若しくは第二項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第三節 融資保険

第八十五条 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が政令で定める額以上のものに限る。）をすることにより、その貸付けの総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 保険協会は、事業年度ごとに、会員たる農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が農業近代化資金の貸付け（一の貸付けに係る金額が前項の政令で定める額未満のものに限る。）をしたことを保険協会に通知することにより、その貸付けにつき、保険協会と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の規定は、農業近代化資金の貸付けにつき基金協会による債務の保証が行なわれる場合における当該貸付けについては、適用しない。

4 第一項又は第二項の保険関係においては、貸付けの額を保険価額とし、弁済期後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付けの全部又は一部の回収未済を保障事故とし、保険価額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

（保険料）
第八十六条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

（保険金）
第八十七条 保険協会が第八十五条第一項又は第二項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第四項の回収未済の貸付けの額から農林中央金庫がその支払の請求をする時まで回収した貸付けの額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

（回収）
第八十八条 農林中央金庫は、第八十五条第一項又は第二項の保険関係が成立した貸付けについて、貸付けの回収に努めなければならない。

て、貸付けの回収に努めなければならない。

（回収金の納付）
第八十九条 農林中央金庫は、保険金の支払を受けた場合には、その支払の請求をした後回収をした貸付けの額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第八十七条に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を保険協会に納付しなければならない。

（準用規定）
第九十条 第八十五条第一項又は第二項の保険関係については、第八十一条及び第八十四条の規定を準用する。この場合において、第八十四条中「第七十八條」とあるのは、「第八十五条」と読み替へるものとする。

附則第二條第一項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第二項中「協会」を「基金協会」に改め、同条第四項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改める。

附則第五條第一項及び第二項中「協会」を「基金協会」に、「当該協会」を「当該基金協会」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「協会」を「基金協会」に改める。

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）
第二條 農業信用基金協会がこの法律の施行の日の前日までに行なつた保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金銭の管理については、改正後の農業信用保証保険法第九條後段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる金銭の管理に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行の際現にその名称中に農業信用保険協会という文字を用いている者については、改正後の農業信用保証保険法第六十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（農業近代化資金助成法の一部改正）
第五條 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二號）の一部を次のように改正する。

第四條の見出し中「保証」を「保証等」に改め、同条第一項中「農業信用基金協会の制度」の下に「及びその保証等につき農業信用保険協会が行なう農業信用保険の制度」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する農業信用基金協会及び農業信用保険の制度に関しては、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四號）の定めるところによる。

第六條第一號中「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同条第二號中「当該業務に係る弁済」の下に「当該基金をもつて行なつたものに限る。」を加え、「取得した金額」の下に「その金額のうち農業信用保証保険法第八十三条第一項の規定により農業信用保険協会へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額」を加える。

（その他の法律の一部改正）
第六條 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二號）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「漁船保険組合」の下に「農業信用保険協会」を加える。

第七條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第三十八號）の一部を次のように改正する。

第二條第二号に次のように加える。
ウ 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四號）
第八條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百十四號）の一部を次のように改正する。
第十二條第一項第九号中「農業信用基金協会」

の下に「農業信用保険協会」を加える。
第九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。
第八條第一項第二号中「農業中央金庫」の下に「農業信用保険協会」を加える。

第十條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第七号の二を次のように改める。
七の二 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第二章

第十一條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農業信用保険協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

別表第二 第一号の表中

農業信用基金協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）
農業信用保険協会	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）

第十九條第七号中「農業信用基金協会」の下に「農業信用保険協会」を加え、「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改める。
第十二條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第五條第九号ノ八中「農業信用基金協会」の下に「農業信用保険協会」を加える。
第十三條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二條の五第一項第四号中「農業信用基金協会」の下に「農業信用保証協会」を加える。
第十四條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

海外派遣青年帰国後の活動費助成に關する請願（第七七八号）
一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願（第七八九号）（第七九〇号）

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、海外派遣青年帰国後の活動費助成に關する請願（第七七八号）

一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願（第七八九号）（第七九〇号）

第七七八号 昭和四十一年二月十一日受理

海外派遣青年帰国後の活動費助成に關する請願
請願者 奈良市登大路町奈良県海外派遣青年連盟内 萩原善之助

紹介議員 大森 久司君

理由
一、わが國農村青年を海外に派遣して、先進國の農業を身をもつて体験し、帰国後日本農業の発展に寄与せしめようとするため、昭和二十七年國際農友会によつて農業実習生事業が開始され、また、昭和三十一年からは農業労働者派米協議会（現在、農業研修生派米協会）によつて、農業労働者が米國に派遣され、その数は合せて五千名をこえるにいたつた。

二、これらの者は、帰国後大同団結して昭和三十六年、日本國際農村青年連盟を自主的に結成し、帰国後の諸活動として左記の諸分野で事業を推進している。
（一）國の施策に対する協力
イ、農業構造改善事業の主体的推進。
ロ、東南アジア、アフリカ等低開發諸國に対する農業技術協力。
ハ、積極的な海外移住参加。
（二）海外事情の普及啓発
一般農民に対する外國知識の普及、國際的視野の啓発。
（三）研修
帰國青年の活動を促進する相互研修。
（四）外國研修生の受入れ事業
アフリカ（ガーナ、アルジェリア）、東南アジア（インド、フィリッピン、インドネシア、マレーシア、パキスタン）、米、加、韓國等の農業研修生の引受け。

三、ところが、派遣事業に対する國費の助成は、いづれも派遣に要する経費にのみ限られており、帰国後の諸活動費は、すべて本連盟加盟青年の自己負担によつて行なわれている。

第七七八号 昭和四十一年二月十一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願
請願者 奈良市高天町一農林漁業団体職員共済組合奈良県連絡協議会内 竹村奈良一外五千九百九十八名

紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。
第七九〇号 昭和四十一年二月十一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願
請願者 滋賀県神崎郡能登川町垣見 吉田 義美外三千四百二名

この請願の趣旨は、第一五九号に左の一項目を加えたものと同じである。
一、公益法人等で農林漁業者の社会的、經濟的地位の向上に資する事業を行なつてゐる団体を本法の適用対象団体とすること。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願（第八四九号）（第八六五号）（第八六六号）（第八六七号）（第八六九号）（第八七四号）（第八七五号）（第八八五号）（第八八六号）（第八八七号）（第八九三号）

第八四九号 昭和四十一年二月二十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願（四通）
請願者 兵庫縣城崎郡竹野町森一三五竹野町農業共済組合長 田中利一外三十九名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。
第八六五号 昭和四十一年二月二十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に關する請願
請願者 高知市中島町一五高知県漁業協同組合連合会会長 上田喜次郎外六十一名

第八六六号 昭和四十一年二月二十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願
請願者 高知市北本町一ノ七九高知県農業
共済組合連合会会長 島中芳雄外
三十七名
紹介議員 堀見 俊二君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八六七号 昭和四十一年二月二十二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(三百十五通)
請願者 福岡市天神四ノ九ノ二〇福岡市農
業協同組合長 佐々倉与外一万五
百名
紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八六九号 昭和四十一年二月二十三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願
請願者 高知市帯屋町九六高知県森林組合
連合会会長 近藤正弥外百三十三
名
紹介議員 山崎 齊君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八七四号 昭和四十一年二月二十三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願
請願者 佐賀市赤松町三五佐賀県農業協同
組合中央会会長 副島勇外三千二
百九十五名
紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八七五号 昭和四十一年二月二十三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 兵庫県美方郡温泉町湯一、一六〇
四温泉町森林組合長 中井頼一外
九十名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八八五号 昭和四十一年二月二十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(六通)
請願者 兵庫県飾磨郡夢前町 吉田岩雄外
八十六名
紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八八六号 昭和四十一年二月二十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(七通)
請願者 岡山県津山市川崎九四一ノ岡山県
北部酪農業協同組合長 流郷章雄
外百十三名
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八八七号 昭和四十一年二月二十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十通)
請願者 岡山県児島市下津井九二九下西漁
業協同組合長 岡本賀名一外四十
九名
紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第八九三号 昭和四十一年二月二十四日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願
請願者 名古屋市中区桜町三ノ八愛知県た
ばこ耕作組合連合会会長 中嶋稻
雄外二名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、漁船損害補償法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は二月五日)
一、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措
置法の一部を改正する法律案(予備審査のた
めの付託は二月二十一日)

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に
関する請願(第八九九号)(第九〇〇号)(第九
〇〇号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九
号)(第九二〇号)(第九二二号)(第九二二号)
(第九二二号)(第九二八号)(第九二九号)(第
九三〇号)(第九三二号)(第九三二号)(第九三
三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六
号)(第九三七号)(第九三八号)(第九四八号)
(第九四九号)(第九五〇号)(第九五一号)(第
九五二号)(第九五三三号)(第九五四号)(第九五
五号)(第九五六号)(第九七七号)(第九八一
号)(第九八二二号)(第九八三三号)(第九八四号)
(第九八五号)(第九八六号)(第九八七号)(第
九九〇号)(第九九一号)(第九九二二号)(第九九
三三号)(第九九四四号)(第九九五五号)(第九九
六六号)(第一〇〇二二号)(第一〇〇三三号)(第一〇
四四号)(第一〇〇五五号)(第一〇〇六六号)(第一
〇〇七七号)(第一〇〇八八号)(第一〇〇九九号)(第
一〇一〇号)(第一〇一一号)(第一〇一二号)
一、養殖のり被害救済措置に関する請願(第九
六八号)

第九〇〇号 昭和四十一年二月二十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四十三通)
請願者 栃木県宇都宮市埴田町三五七栃木
県経済農業協同組合連合会会長
坪山徳弥外八百六十一名
紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九〇一号 昭和四十一年二月二十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)
請願者 新潟市柳島町一ノ七新潟県漁業信
用基金協会内 松平孝外十九名
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九一七号 昭和四十一年二月二十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願
請願者 京都市中京区西ノ京小堀町二ノ二
四 大槻伍郎外六千三百三十七名
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九一八号 昭和四十一年二月二十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(六通)
請願者 新潟県小千谷市五四二新潟県農業
共済組合連合会小千谷出張所内
小見山義文外五十七名
紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九一九号 昭和四十一年二月二十五日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(九通)

請願者 岡山市磨屋町九ノ一八岡山県養蚕
農業協同組合連合会会長 橋原始
太郎外三百十七名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二〇号 昭和四十一年二月二十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 名古屋市中区桜町三ノ八愛知県農
業協同組合中央会会長 森八三一
外五十二名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二二号 昭和四十一年二月二十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四通)

請願者 名古屋市中区伊勢町一ノ三愛知県
信用漁業協同組合連合会会長 駒
沢昌外五十六名

紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二二号 昭和四十一年二月二十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 新潟県中頸城郡頸城村百間町頸城
村農業共済組合長 土田三男外二
十名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二三号 昭和四十一年二月二十六日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十三通)

請願者 兵庫県水上郡山南町和田 中岡泰
外二百二十名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二八号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(百通)

請願者 和歌山市雑賀町東ノ丁和歌山県漁
船保険組合長 和田鶴一外九十九
名

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九二九号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 熊本市南千反町二ノ三熊本県農
林年金法改正推進対策協議会内
坂田繁成外五千四百十三名

紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三〇号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(四通)

請願者 兵庫県津名郡淡路町森漁業協同組
合長 森吉一外五十七名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三二号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二十七通)

第九三三号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十一通)

請願者 新潟市川岸町一ノ三八ノ三新潟県
土地改良事業団体連合会内 塚田
十一郎外三百三十一名

紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三三三号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 新潟市川岸町一ノ五三新潟県農業
協同組合連合会新潟出張所内 今
井己能利外六十八名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三四号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(五通)

請願者 兵庫縣小野市下米町一、二〇二
ノ一米住農業協同組合長 松尾輝
雄外五十九名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三五号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 三重県上野市土橋五六三 中森嗣
次郎外三千五十名

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三六号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願

請願者 福井市大手町七〇四福井県農業協
同組合中央会会長 中川平太夫外
二千九百六十二名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三七号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 愛知県西尾市寺津町新家乙一寺
津平坂漁業協同組合内 山田熊太
郎外八名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九三八号 昭和四十一年二月二十八日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 山口県防府市大字台道三、五八五
大道農業協同組合長 三輪進外四
十八名

紹介議員 二本 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第九四八号 昭和四十一年三月一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(十三通)

請願者 兵庫縣水上郡氷上町上新庄四二八
葛野農業協同組合長 坂上庄市外
二百六十九名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九四九号 昭和四十一年三月一日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する
請願(二通)

請願者 兵庫縣多紀郡城東町日置一八三ノ
二城東町森林組合長 波部宗次郎
外百五名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五〇号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡中之口村道上道上農業協同組合長 渡辺申作外十六名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五一号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 福井市和田中町水香 寺岡一夫外二千九百六十二名

紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五二号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 愛知県知多郡南知多町大字日岡賀島字里中三〇日岡賀東漁業協同組合長 宮地彦八外十六名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五三号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 兵庫県津名郡淡路町釜口漁業協同組合長 松下友吉外二十三名

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五四号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(七通)

請願者 栃木県塩谷郡高根沢町二、三八〇阿久津農業協同組合長 野口修二外百七十三名

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五五号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(八通)

請願者 愛知県刈谷市大字逢見字五月折戸一〇五泉田農業協同組合長 神谷芳平外百十名

紹介議員 森 八三三君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九五六号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六十五通)

請願者 和歌山市美園町五ノ五〇ノ二和歌山県農業協同組合中央会会長 小川千春外六十四名

紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九七七号 昭和四十一年三月一日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 愛知県碧南市字一浜四九ノ一大浜町農業協同組合長 石川正平外百八十六名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八一号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(七通)

請願者 山口県柳井市大字古開作二一四ノ一三柳井農業協同組合長 北枝敏影外百三十名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第九八二号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(七通)

請願者 三重県志摩郡阿見町立神 木下五郎外四百六十五名

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八三号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 三重県志摩郡大王町船越 伊藤朝一外四百四十二名

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八四号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市江崎七二ノ二岡山市三崎農業協同組合長 岡本英正外千三百十五名

紹介議員 木村 陸男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八五号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(四十六通)

請願者 兵庫県加東郡東条町天神東条町農業協同組合内 今村嘉一郎外千二百二十八名

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八六号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(九通)

請願者 愛知県刈谷市大字井ヶ谷字狭間三〇ノ一井ヶ谷農業協同組合長 近藤松太郎外百八十七名

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九八七号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 山口県柳井市大字伊保庄二、六一一ノ一伊保庄農業協同組合長 奥原良一外百二十四名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第九九〇号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 山口県豊浦郡菊川町菊川町農業協同組合長 林 一平外四十七名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第一五九号と同じである。

第九九一号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県水戸市梅香二五八茨城県農林年金連絡協議会内 外岡佐近外四百一十一名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九二号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 新潟県西頸城郡能生町大字木浦木浦農業協同組合長 伊藤長治外二十三名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九三号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 愛知県刈谷市大字井ヶ谷字狭間三〇ノ一井ヶ谷農業協同組合長 近藤松太郎外百八十七名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九四号 昭和四十一年三月二日受理

農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 愛知県丹羽郡大口町大口農業協同組合長 酒井謙一 外百十四名
紹介議員 森 八三一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九四号 昭和四十一年三月二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(四通)

請願者 茨城県水戸市梅香二五八茨城県医療農業協同組合連合会会長 鯉淵丈男 外千五百五十七名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九五号 昭和四十一年三月二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二十五通)

請願者 岡山県久米郡久米町久米町農業共済組合長 本松榮外四百三名
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第九九六号 昭和四十一年三月二日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六十六通)

請願者 栃木県宇都宮市埴田町三五七栃木県厚生農業協同組合連合会会長 松本与一郎 外千八百十六名
紹介議員 田村 賢作君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇二号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県真壁郡協和町大字小栗小栗 栗見外六十二名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇三号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県竜ヶ崎市長町三、八九二竜ヶ崎地区農業協同組合協議会内 富山正義外二百三十七名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇四号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町九四群馬県農業協同組合中央会会長 丹羽源一 外千八百八名
紹介議員 木暮武太夫君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇五号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 茨城県東茨城郡桂村赤沢八四二 仲田武一 外八百二十八名
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇六号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(十四通)

請願者 兵庫県揖保郡太子町鶴五八六ノ一 太子町農業協同組合長 八田福治 外六百九十六名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇七号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(五通)

請願者 愛知県渥美郡田原町大字田原字巴 江九ノ四田原町農業協同組合長 山内庄吉 外百三十二名
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇八号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 栃木県芳賀郡茂木町大字深沢一、六八九茂木管内たばこ耕作組合長 桜井光憲 外十五名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇〇九号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(三通通)

請願者 愛知県知多郡南知多町大字師崎字 朝日町二師崎漁業協同組合長 山下之祐 外六十四名
紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(四通)

請願者 栃木県鹿沼市草久一六三ノ二 佐藤藤外八十一名
紹介議員 船田 讓君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇一一号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(六通)

請願者 新潟市新潟潟川農業協同組合長 田村審太郎 外百十二名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。

第一〇一二号 昭和四十一年三月三日受理
農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に関する請願(三十五通)

請願者 岡山県笠岡市白石島六〇四白石島農業協同組合長 中川定一 外五百五十五名
紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七九〇号と同じである。
第九六八号 昭和四十一年三月一日受理
養殖のり被害救済措置に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町愛媛県議会議長 長 松尾武美
紹介議員 堀本 宜実君
愛媛県の養殖のり被害漁家の救済措置として左記事項をすみやかに実施するよう強く要望する。

一、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」を適用すること。
二、既存借入資金の条件緩和措置を講ずること。

理由
本県の養殖のりは、不振の沿岸漁業対策として過去十数年来積極的に推進し、さらに昭和四十年以降は沿岸漁業構造改善事業の実施に伴って、その奨励を積極化し相当の成果をあげてきたが、昨年十一月中旬から下旬にかけての高水温、日照過多あるいは濃霧の発生等異常気象によつて、その幼芽の発育にじんな被害を受けはじめたので、これが対策として種網の取替へ導入、二次芽採苗等最善の努力を尽してきたにもかかわらず、芽の脱落が著しく、すでに全滅に近い状態となつてい

る。
これによる減収予想被害額は十億二千余万円に達しているため、生産漁家の経済に重大な影響を与え、再生産の意欲を喪失させることが憂慮される。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。
一、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
正する法律

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

3 この法律において「食肉」とは、食用に供される家畜の肉をいい、「指定食肉」とは、豚肉その他政令で定める食肉（牛肉を除く。）であつて、農林省令で定める規格に適合するものをいふ。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第二十八條を次のように改める。
（役員欠格事項）

第二十八條 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができな

第三十八條第一項第六号中「技術の指導の事業」の下に、「肉用牛の生産の合理化のための事業」を加え、「第四十五條の二において」を削り、「当該事業」を「指定助成対象事業」に改める。

第四十條中「農林省令で定める規格に適合するものに限る」を「牛肉を除く」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 事業団は、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、輸入に係る牛肉を買い入れることができる。

第四十一條中「前條」を「第四十條」に、「第四十四條まで」を「次條まで及び第四十四條において」に改める。

第四十二條の次に次の一條を加える。
第四十二條の二 事業団は、政令で定めるところにより、その保管する輸入に係る牛肉を中央卸売市場において売り渡すものとする。ただし、この方法によることが著しく不適當であると認められる場合においては、政令で定めるところにより、農林大臣の承認を受けて、隨意契約その他の方法で売り渡すことができる。

2 前項の規定による売渡は、牛肉（肉用牛を含む。）の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用牛の生産及び牛肉の消費の安定を図ることを旨として農林大臣が指示する方

針に従つて、しなければならない。
第四十三條各号列記以外の部分中「第四十一條」の下に「若しくは前條第一項を加え、同條第三号及び第四号中「第四十一條」の下に「又は前條第一項」を加える。

第四十四條中「又は指定食肉」を「指定食肉又は輸入に係る牛肉」に改める。

第四十五條の二中「業務に要する経費として」の下に「第五十四條の三第一項の交付金に係る資金から」を加え、「第五十四條の三第一項の資金」を「当該資金」に改める。

第四十八條第一項中「第三十八條第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び」を「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理、同項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理並びに」に改める。

第五十三條第一項に次のただし書を加える。
ただし、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定においては、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、政令で定める額に達するまで、積立金として積み立てなければならない。

第五十三條に次の一項を加える。
3 事業団は、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定において第一項本文に規定する残余を生じたときは、第四十八條第一項の規定にかかわらず、その残余の額から第一項ただし書の規定により積立金として積み立てた額を差し引いて得た額を、第三十八條第一項第六号の業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定において第五十三條第二項に規定する繰越欠損金がある場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で、事業団に対し、その補てんに充てるため交付金を交付することができる。

第五十四條の三第一項中「前條」を「前條第一項」に、「交付金を」を「交付金にあつては」に改め、「充てるための資金として」の下に、第五十三條第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれを加え、「当該資金」を「これらの資金」に改め、同條第二項中「第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費に充てる場合」を「交付金に係る資金にあつては第三十八條第一項第六号の業務に必要な経費に、繰入金に係る資金にあつては当該業務（指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費にそれぞれ充てる場合」に改める。

第五十七條中「この法律」の下に「及びこの法律に基づく政令」を加える。

第六十二條第一項中「額のうち」の下に「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と」を加え、「相当する額まで」を「相当する額との合計額まで」に改める。

附則第十條中「並びに第四十一條」を「、第四十一條並びに第四十二條の二第一項」に改める。

附則第十一條中「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項本文」に、「第三十八條第一項第五号及び第六号」を「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに同項第六号」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和

四十年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。
第二十條第一項中「第三十九條から第四十四條まで」を「第三十九條、第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十三條、第四十四條」に改め、同條第三項中「第三十八條第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）及び」を「並びに」に改め、「第三十八條第一項第五号の業務（これに附帯する業務を含む。以下同じ。）に係る経理」を削り、「法第六十二條第一項中「相当する額」とある」を「法第六十二條第一項中「合計額」とある」に、「相当する額」と暫定措置法第三條第一項第一号を「合計額に暫定措置法第三條第一項第一号に、相当する額との合計額」を「相当する額を加えて得た額」に改める。